

全 員 協 議 会 記 録

令和3年11月1日（月）

杉 並 区 議 会

目 次

質疑

大泉やすまさ議員	5
渡辺富士雄議員	1 6
富田たく議員	2 6
奥山たえこ議員	3 4
山本あけみ議員	4 2
そね文子議員	5 4
岩田いくま議員	6 2

全 員 協 議 会 記 録

日 時	令和3年11月1日(月) 午前9時30分～午後0時35分		
場 所	第3・4委員会室		
出席議員 (46名)	松尾 ゆり		松本 みつひろ
	ひわき 岳	副議長	山本 ひろ子
	野垣 あきこ		酒井 まさえ
	佐々木 千夏		田中 ゆうたろう
	小林 ゆみ		川野 たかあき
	中村 康弘		北 明 範
	わたなべ 友貴		國崎 たかし
	矢口 やすゆき		松浦 威明
	山田 耕平		富田 たく
	奥田 雅子		そね 文子
	堀部 やすし		藤本 なおや
	山本 あけみ		川原口 宏之
	大槻 城一		大泉 やすまさ
	井原 太一	議長	大和田 伸
	今井 ひろし		浅井 くにお
	金子 けんたろう		くすやま 美紀
	けしば 誠一		新城 せつこ
	奥山 たえこ		木梨 もりよし
	岩田 いくま		太田 哲二
	渡辺 富士雄		島田 敏光
安齊 あきら		脇坂 たつや	
吉田 あい		大熊 昌巳	
小川 宗次郎		井口 かづ子	
欠席議員 (1名)	ほらぐち ともこ		
出席説明員	区 長 田中 良	副 区 長 宇賀神 雅彦	
	副 区 長 吉田 順之	教 育 長 白石 高士	
	政策経営部長 関谷 隆	施設再編・整備担当部長 事業調整担当部長	高山 靖
	情報・行革担当部長 手島 広士	企画課長	山田 隆史
	行政管理課長 細谷 裕史	施設再編・整備担当課長	最上 亮
	財政課長 中辻 司	情報政策課長	森 令子
	事務取扱部参		

出席説明員	情報システム 担当課長	倉島恭一	総務部長	白垣学
	総務課長	寺井茂樹	人事課長 人事務取扱 総務部参事	林田信人
	経理課長	高林典生	防災課長	土田昌志
	区民生活部長	徳嵩淳一	区民生活部 管理課長 男女共同参画 担当課長 事務取扱区民 生活部参事	阿出川 潔
	地域課長	原田洋一	地域施設 担当課長	青木 誠
	文化・交流 課長	田森 亮	スポーツ振興 課長	佐藤秀行
	産業振興 センター次長	梅澤明弘	産業振興 センター一 事業担当課長	海津康徳
	保健福祉部長	喜多川和美	保健福祉部 管理課長 事務取扱保健 福祉部参事	白井教之
	障害者施策 課長	山田恵理子	高齢者施策 課長 高齢者施設 整備担当課長	秋吉誠吾
	高齢者在宅 支援課長 地域包括ケア 推進担当課長	齋木雅之	介護保険課長	石河内 賢
	在宅医療・ 生活支援 センター所長 地域共生 担当課長	松田由美	健康推進課長	渡邊秀則
	保健予防課長 事務取扱保健 福祉部参事	滝川陽一	子ども家庭 部 長	武井浩司
	子ども家庭部 管理課長	福原善之	子ども家庭 支援担当課長 児童相談所 設置準備 担当課長	三浦恵利子
	保育課長	福本 弘	保育施設 担当課長	塩畑まどか

出席説明員	保育施設支援 担当課長	樋口拓哉	児童青少年 課長	高倉智史
	学童クラブ 整備担当課長	朝比奈愛郎	都市企画 担当課長	野澤 巡
	交通施策 担当課長	尾田謙二	住宅課長	清水泰弘
	市街地整備 課長	花岡雅博	拠点整備 担当課長	塚田千賀子
	耐震・不燃化 担当課長			
	土木管理課長	三浦純悦	土木計画課長	安藤武彦
	都市計画道路 担当課長	星野剛志	狭あい道路 整備課長	緒方康男
	みどり公園 課長	石森 健	みどり施策 担当課長	吉野 稔
	環境部長	伊藤宗敏	環境課長	小松由美子
	ごみ減量対策 課長	馬場誠一	庶務課長	村野貴弘
学校支援課長	出保裕次	学校整備課長	河合義人	
事務局職員	生涯学習 推進課長	本橋宏己	済美教育 センター 統括指導主事	加藤則之
	事務局長	渡辺幸一	事務局次長	内藤友行
	議事係長	蓑輪悦男	担当書記	高野貢志

(午前 9時30分 開会)

議長 これより全員協議会を開会いたします。

お諮りいたします。

傍聴人から撮影、録音、パソコン等電子機器使用の希望があった場合は、これを許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議ないものと認めます。よって、申出があった場合は許可することといたします。

本日は、10月29日の全員協議会で聴取した新たな杉並区総合計画等の計画案について質疑を行います。

質疑の方法につきましては、あらかじめ議会運営委員会で確認されておりますが、改めてお伝えいたします。

質疑は、各会派の代表者が発言者席においてまとめて一括で御発言願います。質疑の時間は、答弁を除き、8分です。

計測方法についてですが、質問者が起立したときから着席するまでを計らせていただきますので、御了承願います。

理事者の答弁を受けた後、再度の質疑がある場合は、残り時間の範囲内をお願いいたします。

なお、委員会室の入退室については、理事者、議員とも適宜入退室していただいて結構ですが、定足数のため、議員の皆さんは、各会派半数以上の出席をお願いいたします。

以上、円滑な進行に御協力くださいますよう、よろしくをお願いいたします。

それでは、多数会派順に質疑を行います。

質疑の対象は、新たな杉並区総合計画等の計画案に関するものですので、御留意願います。

理事者の答弁は迅速かつ簡潔をお願いいたします。

あらかじめ各会派の代表の方をお聞きしておりますので、私から御指名いたします。

それでは、大泉やすまさ議員。

大泉議員 これからの10年、いろいろボリュームもありますけれども、しっかりと質疑をしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

早速質問に入らせていただきます。

今回、新たな基本構想の策定に伴い、各行政計画の案が示されました。

まずは、計画案全体を貫く大きな特徴あるいは軸となる考え方について、総括的に伺います。

次に、これらの行政計画の策定に当たり、将来人口推計も示されました。この推計において、コロナ禍による人口の動態についてはどの程度織り込まれているのか、確認をいたします。

また、合計特殊出生率については、依然上昇の兆しが見られません。この要因を区はどのように分析しているのか。

今回、地方創生総合戦略を包含するとしたことで、若い世代の結婚、出産の希望をかなえる、そういった取組が後退することにならないか、見解を伺います。

今後の財政計画は今回示されていませんが、いつ頃に示されるのか。また、第1期の実行計画中の数年間の区税収入の見通しをどのように考えているのか、併せて伺います。

ここから計画ごとに伺ってまいります。まず総合計画からお伺いします。

施策の体系について、現行の32施策から新たに29施策に再構築されました。大きく変わったのは、具体的にどの施策か。また、基本構想の内容と整合性を図った再構築、そういった理解でよいのか、確認をいたします。

施策指標も大幅な見直しが行われました。どのような視点で指標の見直しを行ったのか、その考え方について確認をします。

約7割の指標が新規に設定されたとのことですが、特徴的なものとしてどういったものがあるのか、お示してください。

次に、財政運営のルールに関しまして、今回、名称が改められまして、また内容についても小変更及び項目の追加が図られました。その意図について確認をしておきます。

次に、実行計画ですけれども、3か年の計画期間中、必要に応じて毎年度の見直しもあり得るとしてあります。具体的にはどういった内容の見直しをイメージしているのか。ローリングを毎年度やるようなイメージなのか。また、そういった際には、都度パブリックコメントも行うこととなるのか、併せて伺います。

実行計画の各事業については後ほどまとめてお伺いしますので、ここから区政経営改革について伺います。

今回、これまでの行財政改革、そういった名称から転換が図られました。区政経営計画という言葉に込めた意図や思い、なぜ今転換しようとするのか、改めて確認いたします。

総じて、行政サービスの質の向上と行政コスト削減との両立という力点は期待をするところですが、財源確保の視点からは、もう少し踏み込む必要があったのではないかと考えます。PRE（公的不動産）の証券化手法等を含む民間活用について、積極的な検討を要望いたしますが、見解を伺います。

計画案の20ページ、「保育施設等の利用者負担の見直し」で、国制度を参考とした見直しを行うというふうにありますけれども、これはどのような意図による見直しなのか。また、これにより保護者負担金の値上げにつながるのか、確認します。

続いて、協働推進計画です。

新しい協働の仕組みづくりについて、公民連携自体は、サウンディング型市場調査などこれまでの取組にありましたが、今回は、公民連携プラットフォームの構築がうたわれました。現時点でプラットフォームの具体的なイメージがあればお示してください。

また、この取組から区はどのような協働を目指そうとしているのか。これまでの協働との違いを御説明ください。

協働についても外部人材の活用が強調されています。具体的にどのような人材を想定しているのか、確認をします。

次に、デジタル化計画に関してですが、その取組を見るに大変期待をしているところですが、その成果をどのように計っていくのか、今後の具体的な数値目標の設定は行うのか伺います。

デジタル化による効率化が進めば、職員配置についても効率化が見込めると思いますが、今後、職員定数などはどのようにしていく考えか、見解を伺います。

次に、施設再編です。

今回、施設マネジメントということが強く打ち出されています。また、基本方針もかなり様変わりを行いました。これまでの施設再編の方針からどのように変わったのか、分かりやすく御説明ください。

今回、区立小中学校の改築や長寿命化についても、施設再編整備計画の中に記載されることとなりました。このことの意図や意義について確認をいたします。

ここからは、実行計画事業などの個別事業について伺ってまいりたいと思います。

実行計画13ページ、高井戸オンランプについては、長らく着手できなかった経緯がある中で、このタイミングで事業者の取組を支援するとした理由と、オンランプ開設の意義について確認をいたします。

また、高井戸オンランプ開設に当たっては、様々課題があると思われそうですが、区はどのような課題があると認識し、またどのように取り組んでいく考えか伺います。

実行計画26ページの商店街イベント事業等支援について、従来よりも事業規模が大きくなっているようです。この点、取組内容についての御説明をお願いします。また、これまで補助事業の再構築を図るとしていましたが、どのように考えているのか、併せて伺います。

実行計画27ページの観光情報発信事業では、西武新宿線や京王井の頭線沿線などを含めた区内全域の魅力発信を行うとされています。具体的にどのように取り組んでいく考えか、お示してください。

実行計画35ページ、「みどりの質を高める」という項目が重点事業となっています。この意図をお伺いします。

次に、実行計画44ページでは、「感染症対策の推進」の中で、医療関係機関と「連携協定の締結」とありますけれども、その具体的な内容を確認いたします。

また、これまでの防疫体制の見直しに関して、現状の体制と課題についても確認をいたします。

次に、実行計画54ページ、特別養護老人ホームの整備目標につきましては、新たな方針を作成することですが、現時点での考え方、方向性について確認をいたします。

次に、実行計画59ページでは、区立児童相談所の設置準備において、令和8年度の区立児相の開設に向け、来年度、設計が計画されています。児相に必要な相談、一時保護所などの部屋の設置について、設計の概要などの検討状況を伺います。

次に、実行計画65ページの保育園の整備については、今後3年間の認可保育所の整備数が、これまでよりも少なく見積もられています。待機児童ゼロの継続に当たって、必要十分な数と言えるのか、認識を確認します。

次に、実行計画65ページ、「保育の質の向上」における中核園の取組について、これまでの7園に加えて、新たに新規園を指定するというふうにあります。その狙いやこれまでの検討状況を伺います。また、実績などについての公表をどのように考えているのか、併せて確認をいたします。

最後になりますけれども、実行計画75ページ、87ページのそれぞれで、学校施設の有効活用、特に地域スポーツの拠点としての活用に関する記述が盛り込まれていますが、教育委員会と区長部局でどのように調整を図りながら事業を前進させていくのか、それぞれお伺いをして、私の質問を終わります。

議長 ただいまの質疑に対し、答弁をお願いいたします。

政策経営部長 私のほうからは、最初に御質問ありました今回の計画を貫く特徴や狙いについてということでございます。

この間御答弁したとおり、変化が極めて激しい社会ということと、それから経済危機、大震災、そして感染症という、この10年来繰り返された危機ということが念頭にあって、それに対して、基本構想を実現していく上でのバックボーンとなるのが区政経営。この区政経営という考え方を鮮明に打ち出しているということが1つの特徴。

具体的には、例えばデジタル化計画。これは方針や計画を総合計画の中に初めて位置づけて、戦略的に推進していくんだという姿勢を明確にしたことと、協働でいうと、協働の姿勢や対象、それから区の考え方を大きく拡充させていったところ。それから区政経営改革の計画でいえば、従来の行革の考え方を転換して、人、物、金という経営資源を有効に活用していくという姿勢を出していったこと。最後に、施設再編整備計画でいうと、施設のトータルマネジメントという観点から再編整備を進めていくということを出し出しております。

いろいろありますけれども、こうしたところが大きなポイントだろうと思っております。

企画課長 私のほうからは、いただいた御質問のうち、所管事項についてまとめて御答弁させていただきます。

まず、人口推計についてのお尋ねがございました。これにつきましては、コロナ禍による人口動態、一部反映をしております、それは外国人の人口の動きが大きかったというところで、そこについては一定程度織り込みながらの推計ということをいたしたところでございます。

また、合計特殊出生率、それから少子化対策についてのお尋ねがございました。これについては、要因は、一般的には晩婚・晩産化ということが言われております。また未婚率の上昇といったことも、これについては要因として寄与してきているのかなと思っております。全国的にも合計特殊出生率、5年連続低下ということでございますけれども、今回、総合戦略については包含いたしました、子ども分野を1つの分野として大きく切り出しております。産み育てやすい環境整備については、さらに手を緩めずに行き行っていくというところを打ち出したということで御理解いただければと存じます。

続きまして、施策の体系についてのお尋ねがございました。現行の32から29に変わったところ、大きく変わったのは、具体的には、施策6で地域交通環境の整備を挙げます。これまではいろいろな施策に散りばめられていたものを、交通という観点でまとめた施策にいたしました。また、「次世代への歴史・文化の継承」というところが施策28にございます。これも基本構想の中で文化ということが大きく打ち出されたことに基づくものでございまして、御指摘のとおり、基本構想の内容との整合性を図った再構築ということで捉えております。

また、施策指標についてでございますけれども、見直しを行った考え方でございます。これは、指標の妥当性あるいは有効性、その数値目標が施策の目標とどういう相関関係

があるのか、そういった観点で見直しを行ってきたところでございます。あわせて、外部評価委員会などからの指摘もいただいたところですので、そういった指摘にも応えるということで見直しを図りました。

また、7割の指標を新規設定いたしましたけれども、特徴的なものとしては、例えば災害時の避難が想定される方の食糧について、区としての備蓄率というものを新しく掲げた。あるいは歴史・文化などがまちに根づいているかという視点も指標に加えしました。さらに、特殊詐欺被害件数ですとか、あるいは学童クラブの利用者の満足度といったところについてもお示しをしたところではあります。

私からの最後でございますけれども、総合計画、実行計画についての見直しのことでございます。特に実行計画の見直しに関しましては、毎年必要に応じてということで見直しを打ち出しております。これにつきましては、これまで2年ごとに大きなローリングということで、全ての取組についての改定作業を行いました。今回の毎年度見直しは、そこまで大がかりなものは現時点で想定しておりません。しかし、これだけ変化が激しい時代、個別の取組の追加あるいは軌道修正といったことは、必要に応じて臨機に言うべきという判断で、毎年度の見直しを行うということにしたものです。

パブリックコメントにつきましては、その見直しの内容あるいは区民生活への影響の大小などを適切に見ながら個別に判断をしていきたいと考えてございます。

私からは以上です。

財政課長 私からは、財政計画、財政運営のルールに関する御質問にお答えをさせていただきます。

まず、財政計画でございますけれども、こちらは令和4年度予算案との整合性を図る必要がございますので、現時点ではお示しをすることはできませんが、来年度予算案を決定する時期には、実行計画における財政計画についても策定できるものと考えてございます。

また、実行計画期間中における区税収入の見通しについての御質問がございました。コロナ禍により先行き不透明な状況もございまして、現時点で正確なことは申し上げられませんが、内閣府の試算では、当該期間中に一定の経済成長が見込まれていること、また、今般実施いたしました人口推計では納税義務者の増を見込んでいるということから、一定程度増加傾向になるというふうには捉えてございます。

続きまして、財政運営のルールに関する御質問がございました。現行のルールとの名称でございますけれども、設定をいたしました数値を超える状況になった場合、ルールという名称が与える印象によりまして、ルールを守れない状況、こちらは財政運営に問

題があり、区財政が危機的な状況であるかのような印象を与えかねないという懸念、問題意識を持ってございました。コロナ禍のような危機時におきましては、指標に示す数値の達成にとらわれることなく、柔軟で機動的な財政運営を行う必要があるということから、「基本的な考え方」に改めることといたしましたものでございます。

財政の健全性、持続可能性を確保し、喫緊の行政課題等に機動的に対応することができるよう、現行ルールを検証を行い、新たに公債費負担比率を加えるなど、現状を踏まえた見直しを行ったところでございます。

以上です。

行政管理担当課長 私から、所管事項についてお答えさせていただきます。

まず、区政経営改革という言葉に転換というところの意図や思いでございますが、現在、コロナ禍により人々の働き方やコミュニケーションの在り方が様変わりし、デジタル化社会への変革の加速化によりまして、価値観や暮らし方にも大きな質的变化がもたらされております。このような中で、これまで、人、物、金の節減という意味合いが強かった行革の考え方を転換いたしまして、量の改革を引き続き行うことに加え、区民サービスの質の向上を図る観点から、区の経営資源を効率的かつ効果的に活用していくという視点に立ちまして改革を進めていくため、従来の行財政改革から区政経営改革へと転換を図ることといたしましたものでございます。

引き続きまして、公的不動産の証券化手法等を含めた民間活用についてでございます。協働推進計画におきましては、遊休区有地を含めた区有財産の有効活用を図るため、公民連携による新たな取組の実施に向けた調査検討を進めることとしており、議員御指摘の手法も踏まえながら、あらゆる可能性を探って検討を進めてまいりたいと存じます。

続きまして、プラットフォームのイメージでございますが、多様な主体をネットワーク化し、地域課題を共有しながら、対等なパートナーとして連携協力していけるような場や機会を設けます。このネットワークの中で、それぞれの主体が保有する知識やノウハウ、資源を最大限に生かしながら施設管理などの提案を出し合うことで、より効果的な行政課題解決につながれると考えております。

これまでの協働は、行政側が枠組みをつくって、そこに地域の方に参加していただくといった形態がございましたが、今後は、これまで行政と一定の距離を置き、有益な活動をされていた団体や民間企業、金融機関、大学といった多様な主体とともに地域課題を解決していく形の協働推進体制を目指してまいります。

最後、外部人材についてでございます。公民連携プラットフォームの構築や多様な主体の参加、ネットワーク化などに見識を有する人材や、施設管理マネジメントに係る公

民連携の取組等に見識を有する人材などをアドバイザーとして登用し、専門的、実務的見地から助言を受けながら、新たな協働の仕組みづくりを進めたいと考えてございます。

以上でございます。

保育課長 私からは、区政経営改革推進計画の中にあります保育施設等の利用者負担の見直しに関する御質問にお答えいたします。

区の保育料は現在、区民税額等に応じまして32階層に分かれているところでございますが、国の基準よりも大幅に細分化されておりまして、平成29年の個別外部監査でも指摘をされていたほか、事務の繁雑さや、保護者からも分かりにくいとの御意見をいただいたところでございます。今回この階層区分を見直し、簡素化することによりまして、こうした課題への対応を図るとしたものでございます。

また、保育料の値上げにつながるのかとのお尋ねでございますが、今後、階層区分の見直しに向けた検討の中で、特に低所得者層への負担増とならないように配慮しながら、適切な保育料を設定していく考えでございます。

情報政策課長 デジタル化推進計画の数値目標設定についてお答えいたします。

行政のデジタル化の目的は、デジタル技術を活用した区民サービスの向上であることから、デジタルツール導入割合などの数値目標はなじまないと考えたところでございます。また、デジタル技術が日々進展を続けている中において、現時点で行政のデジタル化の到達点や達成時期等の数値目標をお示しすることは難しいと判断したところでございます。

こうしたことから、デジタル化の成果は、区民意向調査などで区民の満足度を確認しながら、区民ニーズに沿ったデジタル化としてまいりたいと存じます。

人事課長 私からは、デジタル化による今後の職員定数についての御質問にお答えいたします。

デジタル化による業務の効率化が進めば、職員の超勤削減から、ひいては組織体制の効率化につながるものと考えてございます。その際は、適切な職員定数となるよう、見直しについて随時行ってまいりたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

施設再編・整備担当課長 私からは、施設再編整備計画に関するお尋ねにお答えいたします。

まず、これまでの施設再編の方針からどのように変わったのかというお尋ねについてでございますが、第1期計画の基本方針におきましては、施設設置基準の見直しや、誰もが利用しやすい施設整備の推進など、施設整備全体にかかる内容に加えまして、児童館やゆうゆう館、地域コミュニティ施設の再編など、今後の再編整備のポイントとなる

個別施設の考え方の両面から基本方針を定めたところでございます。この間、この基本方針に基づきまして、子ども・子育てプラザの整備やコミュニティふらっとの再編整備などの取組を着実に具体化し、新たな行政ニーズ等へ適切に対応してまいりました。

こうした中、今後、区立施設の更新時期のピークを迎えることを踏まえますと、引き続き、この間の取組を継続していく必要があるとともに、ランニングコストを含めたトータルコストの適正化など、区立施設を総合的にマネジメントしていく必要があると考えております。このため、第一期計画で掲げた9つの基本方針、とりわけ個別施設の考え方については具体化されてきたことから、第2期計画でも継承するものと整理をした上で、区立施設を自治体経営の観点から経営資源と捉えまして、総合的かつ計画的に取組を進める観点から、施設マネジメントの推進をはじめとした7つの基本方針を定めることとしたところでございます。

次に、区立小中学校の改築や長寿命化について再編整備計画に記載した意図についてのお尋ねでございますが、ただいま御答弁申し上げましたとおり、これまで以上に効率的、効果的に再編整備を進めていくためには、区立施設を経営資源と捉えて、総合的かつ計画的に取り組んでいく必要がございます。このため、区立施設全体の延べ床面積の約半分を占めるとともに、最も老朽化が進んでいる学校施設への対応というものが重要であると考えております。また、昨年度策定された学校施設整備計画におきましても、他施設との複合化、多機能化など、地域の拠点となる開かれた学校づくりを行っていくことが示されたところです。

このように、今後の再編整備の推進に当たりましては、施設マネジメントの観点から取組を進めることが重要であることから、学校施設もしっかりと再編整備計画の中に位置づけ、総合的に取り組んでいくものとしたものでございます。

私からは以上です。

都市企画担当課長 私からは、高井戸オンランプに関する御質問にお答えさせていただきます。

高井戸オンランプの開設につきましては、地域交通の円滑化や利便性の向上、災害時の緊急輸送等にも大きな役割を果たすことから、地域にとって有用な社会資本であるというふうに認識してございます。

これまでの間、中央道高井戸インターチェンジにつきましては、富士見丘小学校の周辺環境が一番の課題となりまして、開設に向けた取組が進まなかったものというふうに認識しているところでございますが、近年、久我山、富士見丘地域におきましては、令和5年の富士見丘小学校の新校舎への移転をはじめといたしまして、令和6年には都立

高井戸公園の全面開園が予定されていることなどから、これらの動きをまちづくりの契機として捉え、事業者の取組を支援することとしたものでございます。しかしながら、開設に当たりましては、周辺地域の交通量増加に伴う影響が懸念されているというふう

に認識しているところでございます。

区といたしましては、開設に伴う地域の安全対策をはじめといたしまして、過去の経緯も踏まえた地域住民との合意形成など、地元自治体として事業者と連携を図ってまいりたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

産業振興センター次長 私から、2点の御質問にお答えします。

まず、商店街のイベント支援につきましては、これまでの実績等を踏まえまして、令和4年度から、基本的に区単独の補助を廃止しまして、都の補助制度に対して必要な横出しや上乗せを区が行うスキームに再構築することとし、コロナ禍の影響が少なくなる想定の下、事業規模を算定してございます。

次に、観光情報発信でございますが、従来の中央線あるあるプロジェクトに加え、民間事業者の公募、提案により、西武新宿線や京王井の頭線沿線を含む区内全域にわたる商店街のイベントであったり店舗等の情報発信に力を注いでまいりたい、そのように考えてございます。

みどり施策担当課長 私から、実行計画の中で「みどりの質を高める」を重点事業とした意図についてお答えいたします。

杉並区基本構想では、持続可能で質の高い、緑があふれる良好な環境を将来に引き継ぐとし、緑が持つ多面的な価値や役割を発揮することを重点的な取組としてございます。このような考えから、従来の総合計画にあった緑の保全、創出、育成、協働推進に加え、緑の質を高めることを取組内容に加え、重点事業としたところでございます。

私から以上でございます。

健康推進課長 私からは、医療関係機関との連携協定についてお答えいたします。

今回の新型コロナウイルス感染症につきましては、区医師会及び基幹病院、区内医療機関と定期的な会合を重ねて、発熱者の診察、PCR検査、病床確保、ワクチン接種、さらには自宅療養者支援、それぞれの役割分担、さらには連携体制の確立などに取り組んでまいりました。本格的な総括はこれからとなりますが、今までの取組実績、経験、効果などを基に、新たに別の感染症が発生した場合には即応的に取り組めるように、仕組みやルールを関係機関と連携協定のような形であらかじめ明文化、制度化していく必要があると考えているところでございます。

保健予防課長 これまでの防疫体制の見直しの中で、現状の体制と課題についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に対する現状の体制についてですが、人員体制につきましては、感染拡大の規模に応じて、全庁応援職員、派遣職員などで人員を確保しております。また、情報管理体制については、紙による記録及び個別電子ファイルによる記録により管理しております。

次に、課題といたしましては、感染拡大の規模や速度が想定を上回る状況になったときに人員確保が遅れ、積極的疫学調査に即日取りかかれない事例が出たり、十分な時間をかけて調査する余裕がなくなる状況が見られました。また、記録の方法が複数あり、情報の共有が円滑に行いづらい面がありました。

第6波に向けての対策の中で、このような課題を検討しており、また実行計画にも反映してまいりたいと思います。

以上です。

高齢者施設整備担当課長 私からは、特別養護老人ホームの整備に関する御質問にお答えいたします。

特養につきましては、天沼3丁目のフェニックス杉並を本年12月に開設することによりまして、当面の間、切迫度の高い特養待機者は解消する見込みになってございます。

高齢者人口は今後も増加が見込まれますことから、現在、特養の申込みですとか入所状況のほか、民間の有料老人ホームの整備状況なども踏まえながら、新たな人口推計に基づきまして、今後の特養整備の需要予測の検討を進めているところでございます。今年度中に、需要予測に基づきまして、令和6年度からの整備に向けた方針を定めることとしてございます。

児童相談所設置準備担当課長 私からは、児童相談所、一時保護所の設計についてお答えをさせていただきます。

児童相談所の設計、一時保護所の設計ですが、来年度以降、具体的な設計に入るという状況にございますけれども、子供の安全と命をしっかりと守る視点で、十分な規模が確保できるように考えているところでございます。

保育施設担当課長 私からは、保育所の整備についてお答えをいたします。

これまでの待機児童ゼロの達成、継続が最優先課題であったときの考え方では、定員枠の確保に向けまして、認可保育所の整備に精力的に取り組んできたところでございます。

今後につきましては、待機児童ゼロの継続は当然のこと、認可保育所への入所を希望

する方全員が認可保育所に入所できるようにしていく段階でございますので、保育需要算定の精度を高めまして、必要な地域に絞って計画したものでございます。待機児童ゼロを継続するのに十分な数だというふうに考えてございます。

保育施設支援担当課長 私からは、中核園の新規指定に関するお尋ねにお答えいたします。

中核園は、保育の質の向上のために、地域の保育施設間の連携、情報共有を進める取組として、令和2年4月に生活圏域7地域に設置したものですけれども、地域ごとに保育施設数にばらつきがございます。そこで、この間の取組、実績を踏まえまして、より適切な連携規模、連携施設数を検証し、その結果を踏まえて新規指定を行うという計画を立てているものでございます。その検証ということで、この間、保育施設へのアンケートや中核園へのヒアリング等を行っておりますので、これらを踏まえまして、今年度中に一定の方向性を出すこととしております。

公表についてのお尋ねがございましたが、中核園の取組については、本年10月1日の「広報すぎなみ」で特集を組んで、広く区民、保護者に紹介をしているところですが、今後につきましても、適時適切に周知を図ってまいりたいと考えております。

学校支援課長 私からは、学校施設の有効活用についてお答えさせていただきます。

来年1月から高円寺学園を対象校としますモデル事業を実施することとしておりますが、このモデル事業の中で、学校施設のスポーツ利用に係る開放事業について、あらかじめ利用時間枠を設定した上で、システムを導入した利用調整を新たに行うとともに、利用時間枠の一部を利用して、地域の方が身近な場所でスポーツに親しむ事業を実施していきたいと考えているところでございます。

これらの取組を、学校開放事業を所管する教育委員会と地域スポーツ事業を所管する区長部局とが連携して進めまして、令和4年度中にモデル事業の検証等を行った上で、5年度からこうしたスポーツ利用に係る学校施設の管理権限を区長部局のほうに移管しまして、学校施設のスポーツ利用のさらなる拡充につなげてまいりたいと存じているところでございます。

私からは以上でございます。

議長 以上で大泉やすまさ議員の質疑を終わります。

それでは続いて、渡辺富士雄議員。

渡辺議員 総合計画ほか5計画案について、区議会公明党を代表して質問いたします。

まず初めに、総合計画について伺います。

総合計画等の終期について、令和13年度以降の総合計画などの取扱いは、計画開始から6年後、すなわち令和9年度に検討を行うということですが、どのような背景や

意図があるのか、区の考え方を伺います。

続いて、総合計画の29の施策それぞれにSDGsの17のゴールとの対応関係が示されたことは、基本構想審議会での議論や会派からの指摘を踏まえたものとして一定の評価をいたします。さらに区民に分かりやすく示すためには、実行計画の各取組との関係も含めて見える化することも重要であると考えますけれども、区としての見解を伺います。

次に、区政経営改革推進計画について伺っていきます。

財政運営について基本的な考え方については、今回、区債の発行に関連して、公債費負担比率という新たな指標が示されましたけれども、この指標を採用した意図は何か。区債の活用全般に関する区の基本的な姿勢と併せて見解を伺います。

次に、債務償還可能年数については、3年から5年へと期間が変更されましたけれども、一見すると基準自体を緩和したかのように見えるわけですが、そうではないとすれば、分かりやすくその趣旨と内容を説明願います。

次に、協働推進計画について伺います。

今回新たに打ち出した民間企業との新たな協働について、具体的にどのように進めていこうとしているのか、現時点での考え方について説明を求めます。

次に、デジタル化推進計画につきまして、行政のDX推進のためには、思い切った施策展開が重要であり、基本方針や推進計画についても、その時々状況に合わせた柔軟な修正、変更が求められるものと考えますが、区の見解を伺います。

デジタルディバイド対策については、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化という区の方向性からも特段の配慮が求められるものと考えますけれども、デジタル化計画の「デジタルディバイドに配慮したデジタル技術の導入促進」とは、具体的にどのような内容を想定しているのか伺います。

国では、令和4年度末には全国民のマイナンバーカードの取得を目指すとしておりますけれども、現在、区のマイナンバーカードの取得率を確認いたします。

また、国のマイキープラットフォーム構想の区独自の活用による区民の利便性向上が求められますけれども、区の考え方を伺います。

次に、区立施設再編整備計画について伺っていきます。

本計画は第2期計画ということになりますけれども、第一期計画について、区としてどのような総括をしているのか伺います。

また、第2期計画を策定し実行していく中で、改めて公共施設の再編整備という大きな取組をどのように進めていくのか、基本的な考え方を伺います。

次に、実行計画事業など、各部の個別事業について伺っていきます。

「総合的な水害対策の推進」として、これまで行ってきた水害対策の計画事業がまとめられたものと受け止めておりますけれども、今後3年間で新たにどのような取組を行っていくつもりか、具体的なことを確認させていただきます。

「都市基盤情報の整備」に関連して、デジタル化推進計画18ページには「3次元デジタルデータの活用推進」とありますけれども、3次元デジタルデータとはどのようなもので、それをどのように具体的に活用していく考えなのか伺います。

次に、「ユニバーサルデザインのまちづくり推進」について。今年開催された東京パラリンピック大会の影響等により、今後一層のバリアフリーの推進が期待される場所ですけれども、本施策を重点として位置づけるに当たって、区として独自に取り組む内容は無いのか伺います。

次に、創業支援について。阿佐谷キック・オフ/オフィスが令和4年2月をもって事業を終了する中で、今後の取組に対する基本的な考え方と具体的な内容について説明をお願いします。

「創エネルギー事業の推進」に関連して、施策指標、区内の温室効果ガスの排出量については、2050年ゼロカーボンシティを目指すとして、高い目標が掲げられております。この高い目標に向けては、実行計画で示されている取組だけで実現可能と考えているのか伺います。

次に、性的マイノリティー啓発事業について。この間の区の調査結果等を踏まえ、具体的にどのような事業に取り組んでいく考えか伺います。

次に、「区民と進める健康づくりの推進」の中で、フレイル予防の推進が取組項目からなくなっております。フレイルは介護予防の観点から大変重要であると考えますけれども、その記述が少なくなったのはなぜか、確認をいたします。

次に、「高齢者いきがい活動の充実」の取組に、長寿応援ポイント事業の制度の在り方検討、見直しが入っております。現行の実行計画でも検討、見直しを行うとなっておりますけれども、新たな計画の中で、どのような方向で見直しを図っていく考えか伺います。

次に、「障害者の社会参加支援の推進」では、障害者の集える場の充実の調査・検討、また障害者が利用しやすい施設等環境づくりの実施という新たな取組が盛り込まれておりますけれども、それぞれ具体的にどのような内容か、説明を求めます。

次に、区立児童相談所の設置準備について。令和8年度の開設に向けた取組が進められていることを歓迎いたします。ハード面の充実もさることながら、実際にはソフト面でのサポート体制が重要と考えますけれども、特に心理職や福祉職など専門人材の確保

について現時点でどのような見通しか、確認をいたします。

次に、「子どもの貧困対策の推進」については、これまでも複数の部署でそれぞれ取組が行われてきたものと認識しておりますけれども、今後は、関連する部署が組織横断的に、一体的な取組として推進していくべきと考えますけれども、具体的にどのようなように推進していこうとしているのかについて、認識を伺います。

次に、学童クラブでの医療的ケア児の受入れについては、令和3年第1回定例会の代表質問や予算特別委員会で、検討いただくよう要望したところですが、今回の計画で早速、令和4年度から医療的ケア児受入れを行うことが示されており、その取組を大いに評価するところです。学童クラブでの医療的ケア児の受入れの考え方や今後の進め方について伺います。

次に、地域運営学校の設置について。いよいよ済美養護学校を含めた全校で完了することになり、地域と学校の間を今後どのように展開していくのかが大きな課題となります。基本構想でも、学びのプラットフォームという構想が出ているところですが、地域とともにある学校づくりや、地域と学校の協働の在り方について、教育委員会がどのような見解を持っているのか、現時点での考えを伺います。

最後に、施設再編整備計画の中では、西宮中や天沼中の改築による部分で、複合化について言及しておりますけれども、このような考えに至った経緯について確認して、質問を終わります。

議長 それでは、ただいまの質疑に対し、答弁をお願いいたします。

政策経営部長 私のほうからは、総合計画の期間について御質問がございました。

今回、6年後に改めて検討するという考え方なんですけれども、基本構想自体が10年程度と、今までの10年ビジョンとは異なって、幅を持たせております。総合計画、9年ということで一旦フィックスしているように見えるんですけれども、これは3年、3年の実行計画の2期が終わった段階で、社会環境の変化が激しいということもございませので、これまでの取組状況等を振り返る。それと基本構想自体は先読みをして入れていますけれども、変化が激しいがゆえに、9年後に一旦完結するのかどうかということも6年の段階でしっかり見極めて、まだ取組が不十分なところや、基本構想自体が存続できるというような状況であれば、さらに期間を3年延ばしたり、その辺を6年後の段階で判断していこう、そういう趣旨でございます。

企画課長 私のほうからは、SDGsの関係でございます。

これにつきましては、計画決定に向けてさらにいろいろ精査していきたいと思っております。実行計画との関係についても、ひもづけのほうは一定程度区のほうでも行ってお

りますけれども、区民の方に全てお見せするということが果たして分かりやすく見せられるかどうかというところの精査、工夫が必要かなと思っております、いずれにいたしましても、区民への分かりやすい情報提供、見える化ということが大切ですので、これを冊子としてお示しするときまでに、また引き続き具体的な検討をしていきたいと考えているところでございます。

財政課長 私から、財政運営の基本的考え方に関する御質問、2問ございました、こちらにお答えいたします。

公債費負担比率についてでございますが、一般的に、財政収支の悪化につきましては、公債費の過度な負担がその要因であるというふうに言われてございます。今後の施設の更新需要の増加を見据え、新たに設定をするということでございます。

区債の活用につきましては、発行に当たりまして、財政状況を踏まえ、必要性を精査することは当然でございますけれども、これまでも答弁してございますように、基金の活用とのバランスが重要であると考えてございます。また、今般のコロナ禍のような厳しい財政状況の中におきましては、金利等の状況も踏まえ、しっかり区債も活用していく、そういった考え方が重要であると考えております。

続きまして、債務償還可能年数でございます。この指標につきましては、国の研究会におきまして、その計算方法等の見直しが行われたところでございます。ただ、今回設定をいたします債務償還可能年数でございますが、杉並区独自の計算方法により算出する新たな指標ということで設定をさせていただきたいと考えてございます。

現在の指標の計算式の中では、将来負担の返済に充当する基金、12の積立基金全てということで計算をしておりますけれども、今回の見直しでは、実際に取崩しが可能な財政調整基金と減債基金、この2つの基金に限定するということで、債務の返済能力について、より厳格に計算、算出する指標ということといたしております。例えば令和2年度の数値で申し上げますと、現行ルールでは債務償還可能年数は0.5年ということですが、見直し後の数値では1.49年ということになってまいります。より厳しい数値が出る計算式でございますので、決して緩和をするというものではございません。

私からは以上です。

行政管理担当課長 私のほうからは、新たな協働の進め方につきまして、現時点の考え方をお答えいたします。

計画案にお示ししました公民連携の専管窓口を中心に、区民、民間企業等の多様な主体をネットワーク化し、相互に地域課題を共有、フラットな関係のパートナーとして、お互いに知恵を持ち寄る場や機会を設けます。それぞれの主体の創意やノウハウを結集

する中で、民間企業などから課題解決に向けた提案を受けた場合には、当該民間企業と担当部署間をつなぎ、その後は民間企業と担当部署が連携を図りながら協働の取組を進めていくということを考えてございます。

情報政策課長 私から、3点お答えいたします。

まず、デジタル化推進基本方針、推進計画の見直し等についてお答えいたします。

デジタル化推進基本方針に定めた2つの方針は、デジタル戦略アドバイザーからも、杉並区のデジタル化を区民や職員に明確に示す道筋であるとの意見をいただいているところでございますが、方針に基づく主な取組などは、社会環境や区民ニーズの変化などに対応するため、3年ごとに見直してまいります。一方で、デジタル化推進計画については、新たなデジタル技術の開発などにより、これまでにない新たな区民サービスの導入の検討など、状況の変化に即応できる柔軟性が求められると認識しております。このため、毎年度、計画を検証した上で、必要に応じて見直しを行い、デジタル化を戦略的に推進してまいります。

次に、「デジタルデバイドに配慮したデジタル技術の導入促進」の取組内容についてお答えいたします。

この取組は、デジタル化推進計画を進めるに当たり、検討すべきデジタルディバイド解消に向けた取組を概括的に記載しているものでございます。具体的には、デジタル機器の操作に慣れていただく取組や、デジタル技術に不慣れな方や不安がある方など、誰にとっても使いやすく分かりやすいデジタルツールの導入を図ります。また、音声ガイドや多言語翻訳など、区職員がデジタル技術を活用することで、様々な方がデジタル化の恩恵を受けることができる取組などを進めてまいります。

次に、マイナンバー制度についてでございます。

本年9月末現在の区のマイナンバーカード取得率は44.1%でございました。

次に、国のマイキープラットフォーム構想ですが、マイナンバーを活用せず、マイナンバーカード裏面のICチップでの本人確認機能を利用して、公的機関のほか、民間事業者がサービスを展開できるものでございます。今後のマイナンバーカードの取得率の推移や国の動向のほか、先行自治体の事例なども参考にしながら、活用に向けての検討をしてまいりたいと考えてございます。

施設再編・整備担当部長 施設再編全体に係るお尋ねですので、私のほうから御答弁させていただきます。

まず、第一期計画の総括についてですけれども、施設の安全性の確保、持続可能な行財政運営、新たな行政需要への対応を図るため、施設の複合化、多機能化、また施設用

地の有効活用など、効率的、効果的な施設再編整備をこれまで行ってきたところでございます。具体的には、保育施設や特別養護老人ホームの整備に当たっては、統合後の学校跡地や国有地、都有地を積極的に活用するなど、新たな用地取得や改築改修に伴う経費を抑えながら効率的な整備に努めてきたところでございます。

また、学童クラブや乳幼児親子の需要増に対応していくために、児童館の再編を段階的に進めるとともに、区民集会所やゆうゆう館などの施設については、新たな地域コミュニティ施設であるコミュニティふらっとへの再編整備に取り組んでまいりました。

このほか、西荻地域区民センターや中央図書館などの長寿命化改修にも併せて取り組んできたところでございます。

次に、今後の取組に関する基本的な考え方でございますが、区立施設がこの10年間で更新時期のピークを迎えることとなります。これまで着実に進めてきた区立施設の再編整備や長寿命化の取組を引き続き推進していく必要があると考えております。

また、今後の区政経営においては、量の改革に加え、質の改革が求められていることを踏まえ、施設の総量やトータルコストの適正化に取り組むとともに、安全・安心で誰もが使いやすい施設サービスの提供や、時代とともに変化する区民ニーズへの対応の充実に図ってまいります。このため、これまで以上に効率的、効果的に再編整備の取組を推進していく必要があることから、区の施設を自治体経営の視点から経営資源として捉え、施設マネジメントの観点から、区立施設の更新、再編、長寿命化、利活用等を総合的かつ計画的に行ってまいります。

土木計画課長 水害対策の推進に関する取組でございますけれども、流域対策としまして、雨水浸透ですとか雨水貯留、そういったものの強化を図るなど、雨水流出抑制対策を着実に進めてまいります。

また、IoT街路灯に設置しました河川ライブカメラを活用した水防活動の効率化、また情報提供など、総合的な水害対策の推進を図ってまいります。あわせて、東京都が善福寺川上流域におきまして調節池の整備を進めることとしておりますので、その整備に向けまして連携を図り、また事業が促進されますように取り組んでまいりたいと思います。

土木管理課長 私からは、都市基盤情報として3次元デジタルデータの活用に関する質問についてお答えします。

3次元のデジタルデータを活用することによりまして、現実の町並みを立体的な仮想空間に再現しまして、一つ一つの建物情報を取得することができます。国は、日本全国の3D都市モデルの整備とオープンデータ化を進めておりまして、今年の3月から一般

公開され、杉並区の都市データも見るができます。

今後は、区が所有している高精度の3次元デジタルデータと国のデータをどのように連携させていくのか検討することや、地域公共交通の充実に向けた1つの取組としまして、自動運転社会の実現に向けた研究などにも3次元デジタルデータを活用していくことを考えているところでございます。

私からは以上です。

交通施策担当課長 私からは、ユニバーサルデザインまちづくりの推進における区独自の取組についてお答えいたします。

有識者にも例を見ない意義のある取組だとお褒めいただいておりますのが、まさに杉並版ユニバーサルMaaS構築に向け、杉並区バリアフリー基本構想の改定と杉並区地域公共交通計画の策定を、次年度にかけ、相互連携し、同時に進めていることでございます。

以上でございます。

事業担当課長 私からは、創業支援についてお答えします。

阿佐谷キック・オフ/オフィスの事業終了には、近年、民間事業者によるコワーキングスペースですとかシェアオフィスの設置が進んでいることがその背景にございます。

こうした中で、今後は女性や若者による多種多様な創業について、専門的なアドバイスや経費面など、より具体的な支援に力を入れていく必要があると考えてございます。そのため、令和4年度から中小企業診断士等によるアドバイザー派遣や創業セミナーを充実することに加えて、新たに資金融資に伴う信用保証料の補助や、商店街の空き店舗を活用する場合の家賃等の補助を行う創業スタートアップ助成を開始して、区内での創業をしっかりと後押ししてまいりたいと存じます。

環境部長 私からは、ゼロカーボンシティを目指しての取組について、概括的に御説明いたします。

まず、この取組に関しましては、区の取組だけでなく国や都の取組を当然行うこと、また、区民や事業者等の協力が必要になります。また、様々な技術革新、エネルギー構成の変革など様々な取組が必要になってきます。区といたしましては、今回お示しした計画事業は、区として取り組むべきものの第1弾というふうに捉えてございます。

環境施策につきましては、今後も新たな動きがまだ引き続き続くものというふうに考えてございます。こうした認識の下で、今後の国等の動向を見ながら、今回お示ししている取組の充実や強化、また新たな取組の追加など、見直しを適宜行いまして、目標の実現を目指してまいりたいと考えてございます。

男女共同参画担当課長 私からは、性的マイノリティーの啓発に関する御質問にお答えいたします。

区が今年度実施しました調査結果でございますと、LGBTの言葉も意味も知っていると回答した方が84.8%で、令和元年に実施しました区政モニターアンケート調査に比べると、8.4ポイント増加しております。ただ、その一方で、性的マイノリティーの人々の人権侵害を感じるかという問いがございましたが、そちらのほうでは、23.2%の方が分からないと回答するなど、引き続き、区民に正しい理解を普及啓発することが必要であると考えてございます。

そのため、今後は、LGBTの当事者を招いた講演会をより広い会場で、規模を拡大して実施するほか、パネル展示等の啓発活動の内容の充実を図る取組などを行うことによりまして、こうした活動について、より一層力を入れて啓発を続けてまいりたいと考えてございます。

健康推進課長 私からは、フレイル予防についてお答えをいたします。

現行計画の中で、フレイルサポーターの養成、さらにはフレイルチェックイベントの開催については、一定の区切りをつけてございます。

御指摘のとおり、高齢者の介護予防、さらには健やかに暮らすという観点から、フレイル予防そのものについては非常に重要と捉えておりまして、新しい計画案の中でも重点項目として位置づけました「区民と進める健康づくりの推進」という中で、説明文、触れております。その上で、フレイルは、口の衰え、いわゆるオーラルフレイルから始まると言われておりますので、若い世代からの歯と口腔の健康づくりの推進、及び介護予防活動、高齢者の健康づくりという中でも、引き続きフレイル予防の視点を取り入れた取組を進めていきたいと思っております。

高齢者施策課長 私からは、長寿応援ポイント事業に関する御質問にお答えします。

この事業は、高齢者の健康長寿や社会参加を応援するといったことや、地域の支え合いが広がることを目指しまして、平成21年8月から実施しまして、事業開始から10年以上が経過しております。この間、多くの方にこの事業に参加をいただきまして、制度が定着してきたと考えてございます。

一方で、登録されている健康増進、介護予防といった活動が減少傾向にあるといったこと、それから事業効果が不明瞭であるといったような課題が明らかになってございます。今後のさらなる高齢化の進展を見据えまして、この事業がより一層高齢者の生きがい、健康づくりに寄与することができるように、どなたでも参加しやすい仕組みづくりにする、それから、どのように事業の効果を把握していくかといったようなことな

ど、それからまた、事業を持続可能なものとするために、財源確保の面も含めまして、この制度の在り方の検討を進めているところでございます。

障害者施策課長 私からは、障害者の社会参加支援の推進についてお答えいたします。

障害者の余暇活動を充実させるために、地域の集いの場を提供している施設や、地域で活動している団体や事業者などに、障害者の参加状況や受入れに対する課題など、アンケート調査を計画してございます。

また、こうした調査を通じて、有益な取組を共有するとともに、受入れ等に課題があれば、団体、事業者にヒアリングを行いまして、一緒に課題を解決して、障害者が集える場を増やしていきたいと考えているところでございます。

次に、障害者が利用しやすい施設と環境づくりでございますが、こちらは現実行計画でも行ってきているもので、区立施設やスポーツ施設など、当事者が利用しやすい施設であるか、合理的配慮があるかなど、モニタリングや助言を行ってきておりまして、今後も続けていきたいと考えているところでございます。

児童相談所設置準備担当課長 私からは、児童相談所の設置準備についてお答えをいたします。

児童相談所の心理職、福祉職でございますが、配置基準がございまして、それを踏まえた計画的な採用や異動、また児童相談所への派遣を順次進めておりまして、開設に必要な人員が確保できると考えてございます。

保健福祉部管理課長 私からは、子供の貧困対策についての今後の取組の考え方というお尋ねがございました。

区ではこれまで組織横断的に、保健福祉計画に定めてございます子供の貧困対策に資する総合的な支援の推進といったことで取り組んできたところですが、こうした取組をきちんと評価、検証するとともに、今後につきましては、子ども家庭部や教育委員会、また保健福祉部の関連各課が中心となりますが、それぞれの取組を通じて、貧困状態にある子供を早期に発見し、必要な支援につなげていくことが重要と考えておりまして、関係部課長で構成します庁内の推進会議において、その仕組みづくりの検討に着手したところでございます。

児童青少年課長 私からは、学童クラブでの医療的ケア児の受入れについてお答えいたします。

令和3年9月18日にいわゆる医療的ケア児支援法が施行されるとともに、この間、保護者の方から、医療的ケア児の学童クラブでの受入れを望む声が寄せられていたところです。こうした状況を踏まえまして、医療的ケア児が住み慣れた地域で生活を継続でき

るよう、学童クラブでの受入れを行っていくこととしたものでございまして、令和4年度はまず1名の医療的ケア児を受け入れる予定で、段階的に受入枠を拡大していくことを考えてございます。

学校支援課長 私からは、これからの地域と学校の協働の在り方について御質問がございましたので、お答えいたします。

先ほど議員からお示しいただきましたけれども、新たな実行計画の期間内に済美養護学校に地域運営学校が設置されることで、全ての区立学校への設置が完了いたします。今後は、地域運営学校と学校支援本部との連携をさらに進めていくほか、小中学校間や近隣の学校支援本部間の連携を進めまして、地域学校協働活動の拡大と充実を図ってきたいと考えているところでございます。

また、地域学校協働推進員を活用しながら、幅広い地域住民の参画を得まして、学校だけではなく、地域全体で子供の成長を支えていくために何が必要なのか、これを多くの区民で考える場として学校を活用して、みんなでつくる学びのまちの実現に向けて努めてまいりたいと考えているところでございます。

学校整備課長 私からは、学校改築における複合化に関する御質問にお答えいたします。

こちらは今年の3月に策定しました学校施設整備計画の中でも記載しているところでございますが、現在、児童生徒数は微増傾向にございますけれども、将来の児童生徒数の減少を見据えまして、将来転用可能で柔軟な施設づくりを目指しております。このような背景から、今後の学校改築等に当たりましては、地域の拠点となる開かれた学校施設を目指すため、児童生徒の学びの場であることを第一とした上で、他施設との複合化、多機能化を図ることにより、施設間の相互利用、交流の促進や学校に対する理解、地域コミュニティの醸成などに努めていくことから、本計画の中で複合化について言及したものでございます。

議長 以上で渡辺富士雄議員の質疑を終わります。

それでは、富田たく議員、どうぞ。

富田議員 最初に、区政経営改革推進計画の保育施設等の利用者負担の見直しについてです。

計画案では「国制度を参考とした適正化を図る」とあり、さきの答弁では、32階層の区分を見直すとのことでしたが、どのくらいの階層になるのか、お答えください。

現状、所得階層によっては、国制度の保育料は区制度の2倍以上となっています。今回の適正化では、負担増を抑えるとした低所得者層はどれくらいの所得層なのか、また、保育園利用世帯の何割に当たるのか、お答えください。

また、それ以外はどのくらいの値上げになるのか、明確にお答えください。

学童クラブ利用者負担の適正化についても、どのように適正化を進めるのか。また、値上げとなる世帯が発生するのか。発生するのであれば、どのくらいの世帯でどのくらいの値上げとなるのか、お答えください。

次に、施設再編整備計画（第2期）について確認します。

第2期計画の特徴は、第1は、施設の複合化、多機能化によって、区立施設の全分野にわたり施設の廃止が盛り込まれたことです。その全容について確認いたします。

廃止ないし統合によって廃止を計画している施設について、施設種別ごとの廃止数をそれぞれお答えください。また、統合ではなく廃止を計画している施設について、廃止の理由を明らかにしてください。

統合される施設について、統合後の施設で機能継承が強調されていますが、機能低下は明らかです。例えばコミュニティふらっと方南の場合、方南区民集会所、ゆうゆう方南館の機能継承となっていますが、両施設のそれぞれの部屋数と床面積、再編後のコミュニティふらっと方南の想定している部屋数と延べ床面積の規模を示してください。また、統合前の職員数と統合後の職員数についても同様に示してください。

第2に、複合化しながら、施設のスリム化を推進していることも懸念されます。スリム化、縮小化は、機能水準の低下に直結することになります。どのようにスリム化を進めるのか、どの施設でどのように進めるのかを説明願います。

スリム化が深刻な影響を及ぼすのは小中学校です。再編整備第2期計画案に先立ち、学校施設については、区立小中学校老朽化計画と区立学校施設整備計画の改築計画が示されていますが、学校施設の標準規模はこの間どのように設定しているのか、確認いたします。

小学校、中学校それぞれの標準建物面積では、図書室、特別室など、どのように縮小しているのかも確認いたします。

また、学校規模がスリム化されれば、学校内で実施される放課後等居場所事業の面積もスリム化となるのか、この点についても確認いたします。

特別教室や図書室などの縮減は、児童生徒に影響をもたらすものと指摘しますが、区はどう認識しているのか、確認いたします。

高円寺の小中学校の統廃合では、完成後の統合校のグラウンドが小さ過ぎて、廃止された杉四小学校のグラウンドを現在も使用しています。他施設との複合化、多機能化が打ち出されていますが、小中学校の複合化により、グラウンドなどが縮小される可能性があるのか、確認いたします。

次に、再編計画で示されているランニングコストについて確認いたします。

ランニングコストについて、施設の維持管理の人員だけでなく、その施設で事業を行う職員や保育士、児童福祉司、保健師、図書館司書など専門職の人件費も含まれているのか、確認いたします。含まれている場合、そうした人件費は一体幾らなのか、その内訳を示してください。

運営に関する経費については、どのような経費が含まれているのか、その内訳も示してください。

施設にかかるコストについて、区は、改築経費よりもランニングコストの規模のほうがはるかに大きい、施設が存続する限りかかり続けるランニングコストは、区の財政にとって大きな負担と説明していますが、それでは、毎年おおむね300億円以上かかっている区立施設のランニングコストは、一体幾らぐらいが適切と区は判断しているのか、具体的な数字でお示してください。

施設再編計画案の資料編に、第1次実施プランにおける財政効果額では、施設を改築する場合の旧施設の解体費用を控除しているとのことですが、施設の再編では、旧施設の解体費用だけでなく、建築費や改修改築費があります。そちらの控除は対象としていないのか、確認いたします。していないとすれば、第1次実施プランにおける建築費、改修費、改築費は幾らなのか、確認します。

第3の特徴は、公的施設を使った公的事业そのものを民間に転換するところまで検討を打ち出したことです。再編計画の基本方針⑤では、施設サービスの提供は、必ずしも区が施設を保有しなければ実現できないということではないとして、学校プールの授業を民間のスポーツ施設で実施していると紹介しています。これは内閣府の研究報告書が紹介している千葉県佐倉市の事例と思いますが、いかがでしょうか。その辺もお答えください。

この事例を区としても成功例と評価しているのか、確認します。また、今回の計画案で、この事例を参考にすることなのか、この点についても確認いたします。

民間が提供するサービスの活用を図るとありますが、例えばどのような事業が対象になり得るのか、確認いたします。

また、PFI事業を進めるのであれば、今まで行ってきたPFI事業の総括が必要だと考えます。杉並公会堂などについての区の総括を求めます。

第4の特徴に、公民連携があらゆる分野で強調され、本格的にPPP、PFIを区事業で展開する道に踏み出そうとしていることです。ただ、記載は極めて漠然として不明確なので、確認したいと思います。

協働推進計画では「公民連携に関する専管窓口の開設」とありますが、この計画は、内閣府の方針ないし参考例に基づいて打ち出されたものと思いますが、この方針のルーツを示してください。

専管窓口の対象事業は、どのような事業を対象にするのか、確認します。

また、専管窓口とプラットフォームとの関係、専管窓口の体制、人数、規模、いわゆる民間からはどのような人材を充てるのか。設置場所、区としての体制、運営費用とその負担者など、具体的な説明を求めます。

公民連携プラットフォームについても不明確です。内閣府のPPP／PFI推進アクションプランで、地域プラットフォームが記載されていますが、区が言うプラットフォームのルーツについても示してください。

プラットフォームについて、地域課題解決に向けた対応を図るとあるが、これも漠然としています。具体的にはどのような事業が対象となるのか、確認いたします。

また、プラットフォームとは、具体的にどのような体制で、どのような活動を行うのか。また、民間事業者及び大学とは、具体的にどのような人なのか。恒常的なものなのか、随時テーマのことなのか、具体的に示してください。

公民連携、民間活力の導入では、富士見丘小移転跡地、科学の拠点、庭園管理、杉並中継所跡地活用などが例示されていますが、当面の計画で、公民連携あるいは民間活力の導入等を予定及び今後検討対象としている施設、事業を具体的に示してください。

さらに、記載だけでは理解できないのですが、協働推進計画の(1)、様々な手法による連携事業の推進と民間事業者等との包括連携協定とはどのような事業なのか、具体的な内容を示してください。

財産の有効活用として、区有地の民間活用と売却の検討についても言及しています。これまで施設再編整備計画でも売却を視野に入れとありましたが、現在までに売却された区有地などはあるのか、確認します。

第2期計画案では、上井草会議室及び保育室上井草西の廃止に伴う跡地について、売却を視野に検討とありますが、売却する際の判断基準を示していただきたいと思います。

議長 それでは、ただいまの質疑に対する答弁をお願いいたします。

保育課長 まず私のほうから、保育料に関する御質問がありましたので、お答えさせていただきます。

議員の御質問はたしか、実際どのぐらいの階層区分に変更になるのかという御質問ですとか、あるいは低所得者層とはどのぐらいの所得層になるのかという御質問、何割程度に当たるのか、さらには、それ以外の層の方々につきましてはどのぐらいの値上げに

なるのかといった趣旨の御質問だったかと思えます。

いずれにいたしましても、今回お示ししました区政経営改革推進計画の中で、令和4年度から令和5年度にかけまして、この件についての検討をこれから深めていくということでございますので、現時点ではまだお答えできるものではございません。

児童青少年課長 私からは、学童クラブの利用者負担の適正化に関する御質問についてお答えをいたします。

適正化ですけれども、令和2年度に行いました施設使用料の算定の考え方等も踏まえながら、今後、利用料の算定対象経費を含めまして検討する予定としてございますので、現時点で利用料が上がるのか下がるのか、対象世帯の割合がどうなのかというところは、お答えすることができない状況です。

文化・交流課長 私から、P F I方式を導入した杉並公会堂の総括についてお答えいたします。

杉並公会堂のP F I事業につきましては、区直営方式に比べて、年間約1億円の支出抑制が図られるとの当初の試算に対しまして、この間の15年間の実績で、その試算を上回る支出抑制となっております。

また、施設内のホール等の年間平均稼働率は80%を超えているなど、総じて円滑かつ効果的な運営ができていると評価してございます。

高齢者施設整備担当課長 私からは、ケアハウスのP F I事業についてお答えいたします。

平成16年に今川、平成18年に井草に開設したケアハウスでございますけれども、民間事業者が施設を建設し、竣工後に区が買い取り、区が事業者から施設を賃借するというB T O方式を採用してございます。区が施設の買い取りに要する経費につきまして、国庫補助金を差し引いた額を事業期間の20年間で事業者から賃借料で回収することができたということで、大きく財政負担は軽減できたものと考えてございます。

一方で、区が施設の修繕ですとか維持管理を行う必要があるということが課題であると認識してございます。

施設再編・整備担当課長 私のほうからは、所管事項に関するお尋ねに御答弁いたします。

まず、今回の計画で、廃止、統合等の施設数についてというところでございますが、第1次実施プランで着手する取組におきまして、いわゆる条例設置の施設のうち、再編整備により機能継承される施設や、民営化等により廃止となる施設は、今から申し上げるとおりの施設でございます。

まず、コミュニティふらっとに転用等をする区民集会所や区民会館につきましては、方南区民集会所など4か所、コミュニティふらっとへ機能継承するゆうゆう館につつま

しては、ゆうゆう浜田山館など8か所、小学校等に機能移転する児童館につきましては、西荻北児童館など8か所、民営化される保育園につきましては、大宮保育園など4か所でございます。

次に、方南区民集会所をコミュニティふらっとに転用することによります部屋数等の変化というところでございます。方南区民集会所の改修によりまして、コミュニティふらっと方南へ転用する事例におきましては、近隣のゆうゆう方南館を機能継承いたしまして、同ゆうゆう館のスペースを方南学童クラブへ転用してまいります。

当該地域における集会施設としての面積につきましては、ゆうゆう方南館の163平米余が減少することとなりますが、面積全体としては減少するものではございません。現在、方南区民集会所につきましては5部屋、ゆうゆう方南館については2部屋ございますが、コミュニティふらっとへの改修に伴う設計は、次年度以降に実施する予定になっておりますので、改修後の部屋数等においては、現時点では未定でございます。

続きまして、施設のスリム化に関するお尋ねがございました。

施設のスリム化につきましては、いわゆる改築する際は一律に面積を5%減にするなど、全ての施設を一律に行うという考え方ではなく、個別の施設ごとに、改築の際には施設の用途に応じた適正規模を精査した上で、真に必要な規模に抑えていくこと、あるいは複合化、多機能化などにより進めてまいります。

次に、ランニングコストの構造についてお尋ねがございました。

まず、人件費についてでございます。人件費につきましては、常勤職員及び再任用職員、非常勤職員を計上してございます。常勤職員及び再任用職員につきましては、基準日に在籍する区職員の経費を単価といたしまして、これを職員数に乗じることなどによりまして算出をしているところでございます。非常勤職員につきましては、いわゆる実績値を計上してございます。

また、運営に関する経費につきましては、事業運営に関する委託料などを計上しているところでございます。

次に、ランニングコストについて年間300億円程度あるが、これは幾らが適切なのかというお尋ねがございました。

こちらについて明確な金額を定めているものではございませんが、最少の経費で最大の効果を生み出していくという観点から、効率的な維持管理を行っていく必要があると考えているところでございます。

次に、財政効果額についてのお尋ねがございました。

改築改修等の費用を控除しているのかというところについてでございますが、解体を

する施設につきましては、今後、改築ですとか改修、あるいは施設の維持管理をしていくことが必要ないものでございますから、こういったものが不要となる額といたしまして、財政効果額として見ているところでございます。

私からの最後に、区有地の跡地活用で、売却等に関するお尋ねがございました。

売却する基準でございますが、一律の基準を設けているわけではなく、土地の広さや立地条件あるいは行政ニーズなど多角的な観点から、まず跡地活用をどのように行うのか検討いたしまして、その上で、売却等を含めた利活用について検討してまいり、このような考え方でございます。

以上でございます。

学校整備課長 私は、学校の施設に関しての一連の御質問にお答えいたします。

まず初めに、学校施設整備計画における標準建物面積の考え方ということでございますが、こちらは、児童生徒が安全・安心で快適に過ごせる学習・生活空間や、多様な教育に対応できる学習環境を確保した上で、地域の拠点となる開かれた学校となるために必要な諸室の面積を積み上げて設定しているものでございます。

次に、1次計画と2次計画の面積、とりわけ図書室についての御質問がございました。まず、小学校に関しましては、1次計画、2次計画どちらも166平米ということで変更ございません。中学校のほうは、1次計画、パソコン室と図書室がセットで260平米という記載になっておりますが、今回の計画の中では、パソコン室につきましては、その学習内容が、ICTの推進によりまして、他の諸室で学習が可能となっているということから、小中ともにパソコン室を削除しているということでこの面積が出ているところでございます。

それから、1次計画から2次計画でスリム化すると、放課後等居場所事業の実施場所が減るのではないかというお尋ねですけれども、放課後等居場所事業につきましては、放課後等に利用していない視聴覚室ですとか多目的室などの空きスペースや校庭、体育館を活用して行っておりまして、これらの諸室はこれまでと同様の規模を確保していることから、実施場所が減るということはありません。

それから、標準建物面積が小さくなっていくと特別教室が減っていく、そうすると児童生徒への影響はないのかという御質問ですけれども、標準建物面積の諸室の設定につきましては、多様な教育に対応できる学習環境の整備など、将来を見据えた教育環境の確保を前提に、学習内容や諸室の活用状況等を踏まえ、設定してございます。

なお、計画にも記載しておりますけれども、標準建物面積一覧からは削除しておりますが、施設規模は目安として設定しておりまして、学校の規模などの状況に応じて変わ

ってくることから、児童生徒への影響はございません。

私からの最後に、複合化により校庭の面積が削られないかというお尋ねですけれども、学校改築を行うに当たりまして、既存校の建物とは異なりまして、建築法令等による制約ですとか校舎の配置など様々な要因によりまして、現在の改築校においても校庭の面積は変わっております。ですので、複合化のみをもって校庭の面積が削られるわけではなく、様々な工夫により運動場の機能を確保しているところでございます。

私からは以上です。

行政管理担当課長 私からは、協働に関しまして幾つか御質問いただきましたので、お答えいたします。

まず、公民連携について、民間が提供するサービスの活用の具体なんですけれども、こちらにつきましては、公民連携による協働の仕組みづくり、4年度からを予定してございまして、どういう分野、取組について公民連携を図っていくかにより、活用するサービスの内容が違ってまいりますので、現在のところは、具体的なサービスをお示しすることはできない状況でございます。

あと、公民連携の専管窓口、国の方針でもこうした内容が出ているけれども、どういう経緯で取り入れたのかという御質問でございます。こちらは、今般、基本構想審議会で議論されまして、基本構想の第5に書いてございます区政経営の基本姿勢でも、「新たな協働の仕組みをつくる」として記載された内容を踏まえて、計画案を作成してございます。

あと、専管窓口の体制の中で、民間から登用する人材というところがございまして、これはどのような人材をとということなんですけれども、現在の想定でございますが、民間から登用する人材は、公民連携の取組等に見識を有する方を想定してございます。

専管窓口の体制につきましては、現在、政経部内に設置することを検討してございます。

あと、プラットフォームのイメージでございますが、先ほども申し上げましたとおり、具体的な検討はこれからとなりますが、専管窓口により、常設の公民連携プラットフォームを構築しまして、多様な主体が参加し、様々な課題の解決のために相互に連携していくような仕組みを考えてございます。

こちらで民間事業者とか大学の具体ということだったんですけれども、これも検討はこれからでございますので、まだ具体は検討してございません。

あと、地域課題の解決というところで、この表現が多く使われているが、これは具体的にはどのようなことなのかということでございますが、現在協働の取組が行われてい

る分野を含めたあらゆる分野、範囲における地域課題を対象としてございます。

あと、跡地活用のところで、民間活力の導入で御質問いただきました、検討対象ということで。民間活力の導入につきましては、これまでも検討してまいりましたが、新たな計画に基づきまして、今後あらゆる分野において検討してまいりたいと存じます。

最後に、包括連携協定について御質問いただいております。こちらは、様々な地域課題に対して、区と民間事業者等が連携協力して課題解決を目指す取組でございます。現在区では、大塚製薬、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、イトーヨーカ堂、株式会社セノンと協定を締結してございます。例えばでございますが、大塚製薬とは、区民の健康づくりや災害対策等に連携協力して取り組むといたしまして、熱中症対策のポスター作成などを行っております。

以上でございます。

議長 以上で富田たく議員の質疑を終わります。

それでは引き続きまして、奥山たえこ議員、質問をどうぞ。

奥山議員 会派を代表して質疑をいたします。質疑なんですけれども、計画ごとにまとめてというのではなくて、あっち行ったりこっち行ったり、また戻ったりとかしまして、お手間なんですけれども、お聞き漏らしのないようお願いいたします。

まず、総合計画5ページですけれども、人口の見通しについて3点。

当計画における人口推計ですが、住民基本台帳による人口を基に算出しています。しかし、住民登録をすることなく区内に居住し、地域資源を利用する区民等は現在でもおります。さらに今後増える可能性があると考えておりますが、区はどのように考えているのか。

なお、増える原因としては、例えば2拠点居住をはじめとするライフスタイルの多様化、また限界集落の増加により居所や拠点の一部を都市に移すなど、また本格的な構造不況やコロナ禍の影響などから、夜逃げ、蒸発の増加も懸念されると考えております。こういった移動の多くも都市部が吸収する可能性があると考えております。

次です。言うまでもなく、基礎自治体が提供するサービスの提供対象は、住民登録者、つまり区民のみではなく、それ以外の区内在住・在勤・在学者などを含む区民等である。つまり住基人口推計で区勢の今後を判断することはできないと考えています。今後課題になるのは、このような区民等の実質的な内訳や増減に、どのように考え対応していくのかだと思っておりますが、いかが考えているか。

さて、そこで、今年6月に発表された国勢調査2020年の分ですが、男女別人口及び世帯数の速報値結果が出ております。それに関する説明を求めるとともに、区は現在そ

れをどのように分析しているのか。また、現在との違いはどこにあるのか、今後の趨勢としてどのようなことが考えられるか等々について詳しく説明されたい。

次です。区政経営改革推進計画について2点。

9ページですが、民間委託です。これは指定管理者制度の導入も含みますけれども、将来的にどの施設まで委託しようと考えているのか。例えば図書館は、中央図書館以外は全てとか、それから保育園は、中核園以外は全てなのか、また児童館、学童クラブはどのようなのか伺います。

民間委託した施設の管理についてですが、それは誰がどのようにするのか。モニタリングだけなのか。今後課長がさらに忙しくなり、成り手がもつといなくなるんじゃないかというふうに変心配しているところです。

次、実行計画です。ごみ減量について2点。

生ごみの減量についてですが、渋谷区の試みを御存じでしょうか。杉並区は現在、生ごみ処理機の購入助成を行っておりますけれども、それだけでなく、もっと踏み込んだ施策が必要だと考えておりますが、検討はしないのかどうか。

次です。区が回収場所の提供をするなどして、瀬戸物の回収など、新たな資源物の回収の追加はできないかどうか。

次です。52ページになりますが、独居高齢者への地域の見守りについて、あんしん協力員が進んでおりません。現状の検証、そして見直しが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

次です。児童館について2点。

まず、児童館について、区が言う機能移転とは何なのか。現在、児童館は、実質的に全く違う事業になっております。児童館の運営は継続しているのに、事業としての児童館について計画がありません。機能移転というのは詭弁ではないのでしょうか、伺います。

さて、既に12館の児童館が廃止されています。中高生の居場所は、専任の職員がいない永福の1か所しかありません。令和6年に開設予定の高円寺も、コミュニティふらっとの優先利用にすぎず、間借りですね、こちら専任職員はいません。これではあまりに貧弱、かつ箇所数も少な過ぎます。中野区は新たな中高生の居場所をフィーチャーし、サードプレイスと名づけたところでもあります。杉並区においては、中高生専用児童館、つまり第2のゆう杉を計画も含め進めていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

さて、次、財政運営のルールの見直しについてであります。

先ほど答弁がありました。ルールだと規範性が高いんだと。しかし、基本的な考え方

だとそうでもないから、達成しなくてもいいよというふうに、先ほどの答弁は聞こえましたが、そういうことなのかどうか伺います。

次です。施設整備基金について、「40億円を目途に」から「40億円以上を」積み立てるに変更となっています。これはつまり、保育関連経費の増大、施設整備などにより財政を圧迫しているのではないかと伺います。

さらに、再編整備計画についてですが、保育所整備乱造は立ち止まるべきです。一方、児童館存続を望む多くの子供たちや保護者の声に耳を澄ませるべきだと考えますが、いかがですか。

次です。子ども・子育てプラザには地域偏在の課題が残されています。48ページには、図書館の活用で乳幼児親子の居場所を確保するといいますが、それで解消されるのかどうか伺います。

さて、郷土博物館の倉庫には様々な作品が眠っております。角川コレクション、棟方志功や岡本太郎の作品が、もったいないです。多くの区民が訪れる役所の一角を活用して、美術館機能としての併設を提案しますが、いかがでしょうか。

さて、最後に、実行計画における主要事業のうち、防犯・防災について3点伺います。狹隘道路の拡幅整備事業で「電柱セットバックの推進」とありますが、このセットバックという用語を御存じない区民がいるでしょうから、説明会では丁寧に説明してほしいと考えますが、いかがでしょうか。

次です。2019年の千葉の台風被害により、多くの電柱が倒れ、停電、救助車の走行を妨げるという状況が報道されました。電柱地中化推進計画はどのように進めていくのか伺います。

最後です。防犯力が高いまちづくりについて。まず、だれでもトイレがある公園から防犯カメラ設置を進めていくと聞いております。その後は区の全域で、不公平がないよう、地域によってばらつきがないよう、平等に設置していくのかどうか伺います。

議長 それでは、ただいまの質疑に対する答弁をお願いいたします。

企画課長 私からは、まず、人口の見通しのことでございます。

人口推計は住基人口を基にということで行っております。これは、地方の人口に関しましては、既に減少傾向が始まっております。また若年の流入、それに伴って減っていくということは当然考えていかなければいけないということは、かねがね指摘を受けて、我々もそう思っているところです。それ以外の、今御指摘いただいた人口の動態、流入流出、様々な要因があると思っております。またコロナ禍の動きといったことも含めて、複合的な要素がこれからもあるんだろうと、我々もそういう認識でございます。これに

については、人口動態を慎重かつ継続的に注視していくということが基本なんだろうというふうに捉えております。

また、区民等といったときに、区内在住・在勤・在学の方などもという御指摘、これは自治基本条例上も、在勤・在学などの方についても区民という扱いになっているということでございます。例えば昼間、震災が起きたときを想定いたしましても、当然、住基の登録のある方だけではなくて、区内にいらっしゃる方に対しても何らかの対応が必要だということは、10年前の震災のときにもそうだったという記憶もございます。そういったこともございますので、そのような方の存在も一定程度考慮して施策を進めていくということは、当然のことなのかなというふうに考えているところでございます。

区民生活部管理課長 私からは、国勢調査に関する御質問にお答えいたします。

2020年の国勢調査のデータでございますけれども、こちらは現在総務省が精査中でございます。公表されているデータにつきましては、男女別人口と世帯数の速報値のみとなっておりますので、そちらのほうでお答えさせていただきます。

まず、杉並区の男女別人口と世帯数でございますけれども、男性人口は28万4,781人、女性人口は30万7,460人で、足した総人口は59万2,241人となっております。前回調査に比べると2万8,244人の増加。また世帯数につきましては、33万6,954世帯で、前回調査から2万4,953世帯が増加しているといったところでございます。

それで、こちらの調査でございますけれども、平成12年の国勢調査以降、前回の5年前にやった調査を全て人口も世帯も上回っているという状況がございまして、今回の調査につきましても同様の傾向を示してございます。

また、平成27年に行った国勢調査では、5年前の22年と比較しますと約1万4,000人増加していたんですが、今回の調査では約2万8,000人増加ということで、増加の傾向があるのではないかと捉えているところでございます。

今後の趨勢というお話がございました。今後の趨勢でございますけれども、こちらのデータにつきましては、総務省が全てのデータを精査中ということで、区のほうにはまだ確定したデータが来てございません。総務省のほうでは、11月以降、順次データを確定して公表していくということをご通知してございますので、今後、総務省で公表したデータについて必要な分析を行っていくものと考えてございます。

行政管理担当課長 私からは、民間委託につきまして2点御質問いただきましたので、お答えいたします。

最初に、民間委託は将来的にどの施設まで委託するのかということでございます。将来に向けた民間委託等の範囲などにつきましては、現時点では、区政経営改革推進計画

にお示ししている内容のとおりでございます。

もう一つ、民間委託した施設の管理は誰がどのようにということでございますが、施設の管理につきましては、施設を所管する課が行ってまいります。委託契約に基づく履行確認のほか、指定管理者やプロポーザルにより選定された事業者等につきましては、モニタリングの実施によりまして、サービスの質の評価も行ってまいります。

以上でございます。

ごみ減量対策課長 私からは、ごみの減量に関します御質問、2問についてお答え申し上げます。

渋谷区では、シェアリングコンポストの実証実験を10月から取り組んでおります。大型の微生物型のコンポスト、1日で98%の減量ができるとされまして、そのために、活用が難しい堆肥の生成が少ないということが特徴としてございます。募集した15世帯で、生ごみの投入と攪拌を継続いたしまして、生ごみの減量効果等を検証する取組です。生ごみを持ち寄ることから、臭気や設置場所、残渣の処分等、一定のメンテナンスが生じますので、そういったことが課題になるかと存じます。渋谷区を取組を注視してまいりたいと存じます。

2つ目ですが、陶磁器の資源化ということですがけれども、陶磁器は不燃ごみとして回収してございまして、区としてはこれまで、不燃ごみに含まれる金属の資源化を行ってまいりました。陶磁器の資源化につきましても検討してまいりましたが、再利用先としましては、路盤剤等に限られまして、また再商品化できる事業者が限られております。また費用対効果等の面から、実施には至ってございません。新たな資源化項目につきましては、今後とも検討してまいりたいと存じます。

高齢者在宅支援課長 あんしん協力員についてでございますが、たすけあいネットワークで区民ボランティアのあんしん協力員や協力機関による高齢者の見守りを行っており、見守りの状況や課題は、ケア24や民生委員による地域での連絡会で検討し、必要な対応をしているところでございます。

今後は、新たなICTを活用した見守りの調査検討を行い、安心おたっしや訪問や緊急通報システムなどとともに、重層的な見守り体制を強化してまいります。

児童青少年課長 私からは、児童館に関する質問、乳幼児親子の居場所に関する質問にお答えいたします。

まず、児童館に関する質問です。

児童館の機能移転についてですが、区を取組は、学童クラブや乳幼児親子の利用の増加などの状況を踏まえまして、児童館が有する機能を小学校や子ども・子育てプラザ等

に継承して、その充実発展を図るものであり、詭弁という御指摘は全く当たらないものと認識しております。

また、児童館存続を望む声の一部にあることは承知しておりますが、区がこの間進めてきた児童館再編の取組は、時代の変化に的確に対応し、児童館機能を充実発展させるものでありますので、着実に進めてまいりたいと考えているところです。今後も機能再編に当たりましては、保護者や地域の方に丁寧な説明を行い、御理解いただけるように努めてまいりたいと考えております。

次に、乳幼児親子の居場所に関する質問にお答えいたします。

地域偏在という御指摘がございましたけれども、子ども・子育てプラザは、児童館時代に比べまして、運営日時の拡大、プログラムの充実等を図っておりまして、令和元年度につきましては、乳幼児の1日平均利用が児童館と比べ約5.3倍となるほか、その内訳を見ても、広域から多くの方に御利用いただいているところです。

また、プラザ未整備の地域では、既存の児童館でゆうキッズ事業を展開しておりますので、地域偏在という指摘につきましても、御指摘は当たらないものと認識しているところです。

また、小学校の通学区域程度の距離にプラザがない地域につきましては、乳幼児親子が身近な場所で気軽に利用できるスペースを設けることとしてございまして、おむつ替えコーナー、授乳室、こういったところを備えた図書館等は、乳幼児親子が気軽に立ち寄れる居場所の1つになり得るものと考えているところです。

なお、保育施設につきましては、待機児童ゼロを達成しておりますが、希望しても認可保育所に入所できない子供がまだいる状況でございますので、引き続き、必要な地域に計画的に整備を進めることとしております。

子ども家庭部長 私からは、中高生の居場所に関する御質問にお答えします。

中高生の居場所と一口に言っておりますけれども、中高生については、日常の家庭生活や学校生活、地域での生活の中で、自ら居場所を見いだしている子供たちもいます。一方で、なかなかそれが見いだせず、つらい思いをしている中高生もおりますので、そうした方たちに対しては、行政が居場所を確保していく、そういう必要は当然あるわけですがけれども、その居場所についても、中高生によって、非常に大人たちとの関わりとか支援とかを強く求める中高生もいますし、もう少しほっておいてもらって、自分がほっとして安心できるような場所が欲しい、こういうことを求める中高生もいます。

そういうことで、十把一からげに居場所というのではなくて、それぞれの中高生が求めるような居場所を確保していくことが必要ではないかと考えております。したがって、

ゆう杉のようなタイプの居場所も必要だと思いますが、一方で、緩やかな見守りの中で、気軽に安心して過ごせるようなタイプの居場所も計画していく必要があるということで考えております。

また、箇所数については、これまでの児童館というのは基本的に小学校区単位ですので、中高生は活動範囲がもっと広いですので、そうしたことも考慮に入れながら、機能再編を進める中で考えてまいりたいと存じております。

財政課長 私からは、財政運営のルールの見直しに関しての御質問にお答えいたします。

まず、さきの答弁をお聞きになっての御質問がございました。基本的な考え方に改める、見直すということが、何か達成しなくてもいいというふうな印象をというお話がございましたけれども、私ども、決してそういった考え方ではございません。見直しを行いました基本的考え方に沿って財政運営を行っていくということは当然でございます。

先ほど申し上げましたのは、仮にこのルールの数値を超えるような場合に、何か区財政が直ちに危機的状況にあるのではないかとといった印象を与える、そういった懸念があるというふうに私ども考えておりました。特にこのコロナ禍におきましては、数値をクリアするために何か必要な施策をちゅうちょしてしまう、ためらう、そういったことがあってはならないと考えておまして、当然、この基本的考え方に基づき運営はするのですが、こういった危機時への対応を見据えての名称ということで御理解いただければと思います。

施設整備基金の積立額等についての御質問もございました。この間の人件費、また資材費の増加を見込みました、施設再編整備計画（第2期）における今後の40年間の改修改築経費を基に算出したのが40億円以上という積立額でございます。こちらは、改築のピーク時に基金が枯渇することのないようにということで見直しを行うものでございます。

コロナへの対応、また施設の更新需要、さらには保育を含む社会保障関連経費の増加ということで、区財政を取り巻く環境は大変厳しいということでございますが、今回見直しを行いました基本的考え方に基づきまして、しっかりとした財政運営を行ってまいりたい、かように考えております。

生涯学習推進課長 私からは、区役所の一角を活用した美術館機能の併設についてお答えをいたします。

区の指定登録文化財などにつきましては、これまでも郷土博物館本館、分館をはじめ区役所ロビー、ギャラリーなどで展示を行ってまいりました。今後とも場所や機会を捉えて展示活用することを考えておりますが、区役所の一角に美術館機能を併設すること

は考えてございません。

私からは以上です。

狭あい道路整備課長 私からは、狹隘道路の拡幅整備に伴う電柱のセットバックについてお答えします。

災害時の円滑な避難及び緊急車両の通行の確保の支障となる電柱を道路の拡幅整備に合わせて適切な位置に移設することにより、道路空間の確保に努めております。説明会では、分かりやすい説明に努めてまいります。

都市計画道路担当課長 私からは、無電柱化に関する御質問にお答えします。

無電柱化は、どの道路でも簡単にできるものではございません。そのため、3つの基本的な考えをもって進めてまいります。

まずは、広い歩道が整備されます都市計画道路について、こちらは議員御指摘のとおり、大規模な災害時の避難路や、救急活動や物資輸送のための車両通行空間の確保から、無電柱化は必須であるため、道路拡幅と都市計画道路の整備に合わせて無電柱化を実施いたします。

2つ目は、歩道のない道路幅員6メートル以上の生活道路について、こちらは平成29年に策定しました杉並区無電柱化推進方針に基づきまして、整備効果の高い4路線の無電柱化を推進してまいります。

3つ目は、駅周辺まちづくりや土地区画整理等、幅員の狭い道路を含めた面的整備が行われる地域を無電柱化の対象地域とすることも視野に入れ、無電柱化推進方針の見直しを図り、推進していく考えでございます。

みどり公園課長 私からは、公園における防犯カメラの設置についてお答えいたします。

関係する所管の警察ですとか関係部署と連携しまして、防犯カメラの設置場所については今後検討してまいります。

議長 再度質問されますか。——それでは、奥山議員、どうぞ。

奥山議員 民間委託です。計画に書いてあるということなんだけれども、計画に書かれていないことはしないということでよいのかどうか、確認します。

ごみ処理です。日本のごみ焼却率は世界で一番高いわけです。これから生まれてくる子供たちのために、温暖化を防止するためには、焼却は減らさなきゃいけない、生ごみは減らさなきゃいけない。そして焼いちゃ駄目ですよ。全然、責任感というか必死さがないですよ。もう1回、真面目な答弁を求めます。

それから、コミュニティふらっとに併設しようとしている中高生の居場所なんですけれども、子供たちのそれぞれ特性があるということでした。そうすると、その子供たち

の声をどのようにして聞いているのか。例えば直接対面なのか、SNSなのか知らないけれども、御本人の性格によっていろいろ使い分けて、いろんな形で声を聞く、そういうことがとても必要だと思いますけれども、何か工夫ができていますのかどうか伺います。

議長 それでは、答弁をお願いいたします。

行政管理担当課長 先ほど区政経営改革推進計画にお示ししているとおりですとお答えいたしました。現時点で区として決定しているのはそこまでということでございまして、検討を全然行っていないということではございません。

ごみ減量対策課長 今、生ごみの処理についてということで、今後どうやって減らすのかというお話がございました。

食品ロスの削減ということで、フードドライブ等もやってございまして、様々な取組を進めてございます。

また、生ごみの量については、私ども非常に興味を持っておりまして、新たな指標として、生ごみの総量をこれから減らしていこうということで取り上げてございます。これからは様々な工夫をしながら生ごみの量を減らしていきたいと考えてございます。

児童青少年課長 中高校生の声を聞く取組ということで御質問があったかと思えます。

声につきましては、ゆう杉並の運営を充実してやっておりますので、日々の運営をする中でしっかり聞き取りをしております。また、永福三丁目複合施設のほうで新たな中高校生の居場所を開設しておりますけれども、その前には、近隣の中高校生にアンケートを取りまして、そういった中で声をいただいて反映をしているというところがございます。こういった取組を通じて、今後も反映をしていきたいと考えているところです。

奥山議員 民間委託の件ですけれども、この後、計画にないんだけれども、検討しましたということで出てくる、善福寺の児童館のように、知らなかった、急に、民託しますよと、そういうふうなことが出てくるということですか。

情報・行革担当部長 私どもは、こういった行政の執行体制、執行方法につきましては、随時検討してまいりたいと考えてございますので、今出てきているもの以外に、今後こういったものを検討していく中で、民間委託が適切であれば、計画の中にまた随時のせていくという形になってまいろうかと思えます。

議長 以上で奥山たえこ議員の質疑を終わります。

それでは続きまして、山本あけみ議員、どうぞ。

山本（あ）議員 新たな基本構想を基につくられた各計画を確認いたしました。他の議員と重複しないよう質問をいたします。

まず、総合計画について。

人口見通しにある合計特殊出生率1%とした根拠は何か。

基本構想審議会でも要望していますが、少子化について改善策を盛り込む必要があると考えますが、見解はどうか。本計画には盛り込まれているのでしょうか。

SDGsに関して、これは目標を共有し、全員参加で社会的課題を解決していこうというものだと考えています。我が会派からも、区政の土台としていくよう提言をしましたが、今回大きく盛り込まれたことを高く評価しています。

区民と共有していくことが重要であり、具体策は何か。

管理職のみならず、旗振り役である区職員の理解が必須だが、どう進めていくのでしょうか。

ひもづけが行われていますが、こういった手順で決定をしていったか。

数が多いと感じる項目もありますが、どうか。

防災訓練に参加した区民数について、5,479人から4万人の目標は高過ぎると感じています。どうか。

地区計画等によるまちづくりの推進について、脱炭素まちづくりに向けても必須と考えています。重点計画事業とならなかったが、必要性をどう認識しているのか。

省エネに関して、機器類の導入と啓発活動は従来どおりですが、肝心の省エネ住宅への改修改築促進が盛り込まれませんでした。重要性をどのように認識しているか、取組を求めますが、どうでしょうか。

プラスチックの焼却処理をしている自治体もある中、当区は資源化に取り組んでいます。これまでどのような成果を上げてきたのか。排出量、削減数が示されなかったのはなぜでしょうか。

グリーンインフラの多面的な機能とは、具体的に何を示すのでしょうか。どう施策につなげるのか曖昧に感じっていますが、どうでしょうか。

「みどりの質を高める」、具体的にはどういったことをするのか、お尋ねいたします。

次に、健康・医療について。心の病気に関しては明記されていますが、自殺予防策ということでは盛り込まれていくのでしょうか。

区内には精神科の入院できる病院がありません。アウトリーチの医療体制を築くよう、当事者団体からは希望をいただいています。どう連携し、区民の安心につなげていくのか、お尋ねします。

救急医療体制の区内格差があっては困ると考えています。特に南部地域からの救急搬送は時間がかかるのではと心配をしています。現状と課題解決をどう図る考えか、お尋ねします。

地域の支え合いの仕組みづくりの推進は必要と考えています。現状の地域資源を緩やかにつなげていく必要があると考えています。自治会や地域区民センター、コミュニティふらっとの役割を拡大し、協働事業で民間との連携が必要と考えていますが、見解はどうでしょうか。

高齢者の介護サービスの質向上に関して、積極的な区の関与が必要ではないかと考えていますが、見解はどうでしょうか。

子供の居場所づくりに関しては、他の議員からも多く質疑がございましたが、大変重要であると考えています。現計画に対しての区民の声をどう捉え、区政に反映をさせているのでしょうか、お尋ねします。

次に、区政経営改革推進基本方針について。

方針1、「職員が効率的に業務に取り組める職場環境を整備することにより、職員の意欲の向上や超過勤務の縮減にもつなげます。」とありますが、職員の意欲向上には、担当業務から例えば課題点を抽出し、改善につなげるなどの重要な役割を担うことや、専門知識を担当業務に継続して生かしていけるような人事制度が必要なのではと考えますが、見解はどうでしょうか。

次に、ベテラン職員の知識を区政に生かす制度が必要なのではないかと考えますが、どうでしょうか。

方針2、毎年度の施設整備基金への積立額40億円以上の計算式が78ページにあります。改築経費の縮減が95%とあります。この算出根拠は何か。

財政運営と施設マネジメントは、言わば車の両輪のように捉えています。この連携が必要であることを多くの方が認識していけるよう明記するべきと考えますが、どうでしょうか。

方針5、ランニングコスト削減のための省エネ改修の必要性や延べ床面積削減の必要性の有無の議論は盛り込む必要があると考えますが、見解はどうでしょうか。

次に、第1次計画案の中の民営化宿泊施設の見直しが進んでいないように感じる記載があります。改めて目標値とロードマップを示してほしいが、どうか。

次に、3庭園管理体制に触れていますが、地域の大切な資産として、質の評価は重要であると考えています。誰でもがあの庭園を管理できるわけではありません。高い技術力が求められてきます。事業者選定時に質の担保をしていくことが重要だと考えています。場合によっては、公正な選定を前提にして、指定管理者よりも随契が順当ではないかと考えますが、見解はどうでしょうか。

公民連携による新たな協働の推進に関しては、他議員より質疑が多くありましたので、

割愛をいたします。新たな取組が、区民福祉につなげていくという目標を見失うことなく取り組んでいくよう要望しておきます。

実行計画に関して、重点整備路線の整備が進まない現状があります。戸別訪問実施のみの書き込みで心もとない感じもいたします。目標を明記すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、蓄電池の配備状況、蓄電池の性能の現状はどうでしょうか。全体に対する達成度はどれくらいになるのか示す必要があると考えています。いつ起きてもおかしくない震災に備え、前倒しでやるべきではと考えますが、いかがでしょうか。

次に、富士見ヶ丘駅周辺まちづくりの進捗目標はいかがでしょうか。久我山駅も同時に進めていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、都市計画高井戸公園整備促進とは、これは都事業であると考えますが、区がどのように関わりを深めていくのか、お尋ねします。

次に、高井戸オンランプに関して、他議員から経緯、意義、課題の質疑がありました。地域団体からのヒアリングでは、NEXCO中日本とは、35年間、オンランプ開設に関する協議実績はなく、NEXCO中日本からの条件提示を了承しているものの、富士見丘通りの交通量が多いなど課題も多く、実施に向けて進捗が図られていないと聞いています。既に示されている具体的な対策を示した印刷物は広く調布市まで配布され、市民への報告が終わっていると聞いています。その際の条件提示は何であったのか、確認をいたします。区は支援をするとありますが、何をしていくのでしょうか。

次に、公共性のある私道の定義と、公費を使って整備する条件は何でしょうか。曖昧なままでは公平性が担保されないと考えますが、どうでしょうか。

次に、今後増加していく老朽化マンションの適正な管理や円滑な建て替えを促進することが大きな課題と考えています。このことについての記載がないようですが、区の見解はどうでしょうか。

次に、東京都の建物のゼロエミッション化に関わる現状、課題、新築建物という施策と連動した省エネ住宅促進策はあるのでしょうか。公共施設の省エネ診断を基に、省エネ改修や改築の優先順位の調整などが必要なのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上です。

議長 それでは、ただいまの質疑に対する答弁をお願いいたします。

企画課長 私からは、まず、人口の見通し、合計特殊出生率、またSDGsのお尋ねがございました。

合計特殊出生率につきましては、令和元年の杉並区の合計特殊出生率を暫定的に採用しております。今年末ぐらいまでには令和2年度の数値が出てまいります。それを最終的には確定値ということで人口推計をいたしまして、区民の皆さんにも最終お示しをしていきたいという考え方でございます。

改善策に関しましては、施策の17から21まで、子ども施策については大きく打ち出しをしております。全体として、子供の育ち、また子育ての安心ということについては強く盛り込んだということでございまして、本計画にもしっかりとその考え方を盛り込んでいるところです。

SDGsにつきましては、御指摘があったように、区民との共有が非常に重要だと考えております。これは一過性のものでなくて、地に足のついた取組としていくためにも、具体的にどういう形で区民の皆さんにお示ししていくのか、これについては、周知の方法をいろいろこれから研究、検討してまいりたいと思っております。

また、区職員の理解も必須だと考えております。今回の基本構想から計画策定の検討の中で、社会的な認知も急速に高まったというところだと思っております。区の職員の理解も、それにつれて高まっていると思いますが、より一層、職員も一緒に進めていくという機運を高めていきたいと思っております。

また、ひもづけについては、169のターゲット、そこまでしっかり計画事業を一つ一つ見て、かなりここは精緻にやってきたつもりでおります。先ほども御答弁しましたけれども、その手順で決定していったものをどういうふうに見せていくのかというところについて、これも意を尽くしてまいりたいと考えてございます。

防災課長 私からは、防災訓練と蓄電池に関するお尋ねにお答えいたします。

まず、防災訓練に関してでございますけれども、防災訓練に参加しました区民数は、現在の総合計画でも施策の指標としており、令和3年度までの目標数値は4万人としていたところでございます。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年に比べ数値は大きく減少しておりますけれども、感染拡大前はおおむね4万人弱で推移をしておったところでございます。現実行計画の最終年度の目標であった4万人を当面の目標としたところでございます。

アフターコロナの中で、これまでどおりのやり方で訓練が実施できるかは不透明なところもございますけれども、目標達成に向けて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

蓄電池の配備状況等でございますけれども、これまで蓄電池の備蓄は、震災救援所65か所のうち36か所配備しており、性能、容量としましては、おおむね5キロワットアワ

一から12キロワットアワーとなっております。近年、小型化、性能のほうも上がってきているという状況でございます。

今後は、全ての震災救援所に配備できるよう、校舎の改築等で配置予定の6か所に加えまして、23か所分を計画的に備蓄してまいりたいと考えてございます。

区では、蓄電池のほか、電力供給や燃料供給が断たれた場合に備えまして、各震災救援所にポータブル発電機、その燃料を備蓄しておりますので、現在のところ、前倒しで備蓄する考えはございません。

市街地整備課長 私からは、地区計画に関する御質問にお答えします。

区ではこれまで、防災性の向上や都市計画道路の整備に伴い、まちの動向を的確に捉え、地区計画を活用してまいりました。こうしたまちの課題解決の手法の1つである地区計画の制度活用自体を重点計画事業とするよりは、まちの動向や機運の高まりなどにより、まちづくりの効果的な進捗が見込める場合に地区計画を導入する、このような考え方で進めてまいりたいと考えております。

また、脱炭素のまちづくりに向けては、地区計画制度のみならず、各地域の実情に応じて、施策を組み合わせる取り組みをしていくことが重要と認識しているところでございます。

環境課長 私からは、施策9についてお答えいたします。

省エネにつきましては、これまでも窓断熱改修ですとか高日射反射率塗装などを実施してございましたが、実行計画案のほうでは、助成想定件数の拡大ですとか、屋根を対象としていた高日射反射率塗装を外壁にまで広げるなど、これまで以上に拡充して実施することなどを考えてございまして、これらの助成対象は、省エネ住宅への改修などでも活用できるもので、省エネの重要性は認識しているものでございます。

また、他の議員にも御答弁してございますとおり、省エネにつきましても、今回の計画事業のみならず、今後も国などの動向を見ながら、新たな取組の追加ですとか強化、充実などを図っていく考えでございます。

次に、実行計画につきましては、案のほうでございますが、都のゼロエミッション住宅も含めて対象としてございます窓断熱改修など導入経費の一部を助成する省エネルギー対策助成や、新たな事業として、ガスや電気について一定程度省エネを実施した家庭や事業所に対して、またはZEH支援事業を受けた家庭などに対しまして、区内の商品券を配布するすぎなみエコチャレンジ事業などを考えてございまして、これらによって省エネを推進するとともに、都のゼロエミッション住宅に関する助成事業などの周知に努めてまいる考えでございます。

3点目でございます。施設の改修改築などにつきましては、省エネの観点だけではなく、施設の老朽化や施設再編整備の視点、また長寿命化、利活用などの取組と整合性を図りながら、総合的かつ計画的に進めていく必要があるものと認識してございます。

私からは以上でございます。

ごみ減量対策課長 私からは、プラスチックの資源化につきましての御質問にお答え申し上げます。

プラスチックにつきましては、当区は平成20年度から他区に先駆けまして、プラスチック製容器包装の分別回収を進めてございます。現状では23区中12区ということで、まだ11区は進めていない現状でございます。

成果としましては、年間4,500トン前後ですけれども、容器包装プラスチックを回収いたしまして、リサイクル協会を通じまして、認定された再商品化事業者により、確実に資源化を行ってまいりました。今年度は、76%を再生プラスチック、24%をコークス炉化学原料化していく予定でございます。そうした取組により、単純に焼却処理するよりも、二酸化炭素排出量、また資源循環の点でも効果があったものと考えてございます。

次に、計画に排出量、削減量を示さなかった理由でございますが、実行計画では、新法の制定を受けまして、新たなプラスチックの資源化への取組といたしまして、製品プラスチックの資源化を調査検討、モデル実施ということで計画してございます。具体的な排出量や資源化によるごみの削減量につきましては、今年度実施した家庭ごみの組成調査、また適正な分別に協力いただける期待値等を踏まえまして、今後、調査検討を進めて、製品プラスチックの資源化のめどが立ったところで、改めて目標値を示すようにしたいと考えてございます。

みどり施策担当課長 私からは、緑に関する御質問にお答えいたします。

グリーンインフラの多面的な機能につきましては、生物多様性の維持・確保や防災機能の向上などが挙げられます。具体には、生物多様性を高めるために、多様な生き物の生息場所を確保したり増やす取組であったり、防災機能の向上には、延焼防止や雨水浸透機能に寄与する公園等の整備を進めてまいります。

次に、緑の質を高める考え方についてですが、考え方の1つとして、多様な生き物が生息できる場所を増やしたり、まちを歩くと緑が豊かであると実感できるようなまちづくりを進めることが挙げられます。

私からは以上でございます。

保健予防課長 自殺予防対策についてお答えいたします。

自殺の原因で最も多いのが健康問題でございます。その健康問題でも最も多いのが鬱

病であり、このような心の病気への対応は、自殺予防策の中でも重要な位置づけとなっており、常に自殺予防対策とも関連づけて対応してまいりたいと思います。

続きまして、精神科、アウトリーチ医療体制についてでございます。

治療が必要にもかかわらず自ら医療にかかれぬ方や複合的な問題を抱えた方に対する支援として、精神科医の助言を得ながら、保健所機能を生かした精神保健福祉士や保健師によるチームアプローチの手法を実施しております。また、退院後の継続的な支援等を充実させるための取組も行っております。

以上です。

健康推進課長 私からは、救急医療体制についてお答えをいたします。

東京消防庁による令和2年の区別のデータによりますと、杉並区における119番から病院搬送、平均時間が41分45秒でございました。近隣自治体ですと、中野が38分19秒、世田谷41分14秒、練馬43分16秒ということで、区内の地域ごとのデータはございませんが、杉並が突出して時間がかかっているということはございませんでした。

また、区南部に近接する世田谷、三鷹、武蔵野といった自治体にも救急医療病院が複数存在していること、また、救急隊配置の消防署、出張所が区内の地域ごとに10か所配置されていることなどからも、救急医療体制、区内に格差があるという認識はございませんが、総計、実計の中では、引き続き、救急医療体制の充実を図ってまいります。

地域共生担当課長 私からは、地域の支え合い仕組みづくりに関する御質問についてお答えいたします。

福祉の専門職である地域福祉コーディネーターを身近な地域に配置し、地域住民の抱える生活課題を身近な地域で受け止め、地域住民や関係機関とともに解決を図る地域支え合いの仕組みづくり事業を推進するためには、現在地域で活動されている町会・自治会、NPO、ボランティア団体、事業者など様々な地域資源と連携し、緩やかなネットワークを築くことが重要であると考えます。

また、活動拠点としまして、地域コミュニティ施設、特に世代を超えた交流、つながりが生まれる場として、コミュニティふらっとの活用も期待できると考えております。地域支え合いの仕組みづくり事業の導入に当たりましては、実施するエリアの地域特性を十分に配慮しまして、その地域の資源とどのように協力していくかという視点を大切にしながら展開してまいります。

私からは以上です。

介護保険課長 私からは、介護サービスの質に関する御質問にお答えいたします。

区は、今後も需要に基づき介護サービスの基盤整備に取り組んでまいります。基盤

整備を進めるのと同時に、サービスの質を確保してほしい、そういった声に対応していくことも重要だと認識しております。このため、区は、サービスの質の確保を図るため、毎年、介護保険サービス事業者に対して個別の実地指導ですとか集団指導を行っております。

新型コロナウイルス感染症の流行後、個別の実地指導を多く行うことが難しい状況でございましたが、感染症が終息した後、実地指導の回数を増やすなどして、さらなる質の確保に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。また、人に対して、介護従事者に対しても様々な研修を実施するなど、質の確保に向けた取組を積極的に行っている考えでございます。

児童青少年課長 私からは、子供の居場所への区民意見の反映についてお答えいたします。

現計画に基づき展開してきました放課後等居場所事業では、学校施設を活用することで安全・安心、充実した育成環境が確保されたことによりまして、令和元年度は、児童館の一般来館に比べておよそ2倍の利用となったほか、昨年度実施したアンケートにおきましては、保護者の方から好評の声をいただいているところです。こうした声を踏まえまして、新計画においても、放課後等居場所事業の全校での実施に向けた取組を行う等、子供の居場所の充実を図ってまいりたいと考えています。

一方で、児童館の機能移転に当たりましては、区民の方々から、世代間交流や地域とのつながりの確保を求める声をいただいておりますことから、地域住民との連携や多世代交流プログラムのより一層の充実を図っていくことを計画に記載してございます。

また、保護者要望のあった学校休業期間中における実施時間の拡充、こちらを試行的に実施する取組についても計画化するなど、区民や保護者の声をしっかりと受け止めて計画に反映しているものと認識してございます。

人事課長 私からは、職員の意欲向上に係る人事制度などの御質問についてお答えいたします。

まず、職員の意欲向上に係る人事上の制度といたしましては、現行、人事評価制度がでございます。職員の能力、業績を適切に評価いたしまして、その能力を最大限発揮できる配置あるいは任用を行うとともに、評価結果を昇給などに反映させることで職員の意欲向上を図っておりますので、引き続きこの制度を活用していきたいと考えてございます。

次に、ベテラン職員の知識を区政に生かす制度についてでございます。

職員の定年退職が昨年度ピークを迎えまして、ベテラン職員の知識の継承に課題がございました。今後、地方公務員の定年年齢の引上げも予定されてございまして、再任用

制度の活用も併せまして、ベテラン職員の知識が継承され、次世代を担う各職層の職員が、それぞれの役割を最大限に発揮できるような組織体制の構築に努めてまいりたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

財政課長 私からは、施設整備基金に関連した御質問にお答えをいたします。

積立必要額の算出に関わる95%の改築経費の削減というところでございますが、この数値でございますけれども、何か具体的な計算によって求めたというものではございません。施設を現状と同じ規模で建て替えるのではなく、規模の適正化、機能の複合化等により、一定程度総量を適正化した状況を想定したものでございまして、積立額を算出するために設定した数値でございます。

なお、積立額を示すことを目的としております基本的考え方の中におきましては、財政運営と施設マネジメントの連携については書き込んでございませんが、再編整備計画の中でお示しをしているところでございます。

私からは以上です。

施設再編・整備担当課長 私からは、区政経営改革推進基本方針の方針5に関するお尋ねにお答えいたします。

区政経営改革推進基本方針は、今後の取組、方向性を示すものであることから、具体的な手法となる御指摘の点について明記しているものではございませんが、この方針に基づく区立施設再編整備計画の第2期計画におきまして、基本方針として掲げた施設の総量、トータルコストの適正化の中で、改築をする場合には、施設の用途に応じた適正規模を精査した上で、可能な限り延べ床面積を少なくする施設整備とすることなど、施設規模の総量の適正化を図ることや、より環境性能が高い設備の導入等によるランニングコストの縮減を促進し、トータルコストの適正化を図ることなど、御指摘の点を盛り込んでいるところでございます。

行政管理担当課長 私からは、民営化宿泊施設の見直しについてお答えいたします。

現在の行財政改革推進計画では、今年度の方針を決定することとしておりましたが、コロナ禍による利用状況の大幅な変化もある中で、今後の推移を慎重に検討するとともに、改めて区民ニーズの変化や施設の老朽化等の状況を踏まえることといたしまして、新たな計画において、富士学園と弓ヶ浜クラブについては4年度に、コニファーいわびつについては5年度に、今後の方針を決定してまいります。その際にロードマップ等も示していく考えでございます。

みどり公園課長 私からは、公園に関して2点お答えいたします。

御指摘のありましたように、荻窪3庭園の管理につきましては、質の確保ということが大変重要なことであると認識してございます。具体的な管理の手法については、今検討中というところでございますけれども、そのような視点を重視しながら検討を進めてまいります。

もう1点、都市計画高井戸公園についてですけれども、こちらについては、都立の公園ということになりますけれども、全体で10ヘクタールを超えるような大規模な公園ということもございまして、運動の場ですとか防災の拠点ということで、区への影響は大変大きいものであると考えてございます。そのようなことから、東京都と緊密な連携を図るというところでございます。

狭あい道路整備課長 私からは、狭隘道路の拡幅整備と私道整備についての御質問にお答えします。

狭隘道路の重点整備路線の目標につきましては、戸別訪問等により、沿道住民の方々の建て替えや拡幅整備についての御協力の意向を確認し、相手方の都合により進めていくため、数値化することはなじまないと考えております。拡幅整備の目標としまして、1万メートルの整備目標を掲げておりますので、今後も引き続き、助成制度を活用して、地域への働きかけに積極的に取り組んでまいります。

次に、私道整備についてですが、私道とは、私人が所有する土地を自らの費用負担で築造し、道路として利用されているもので、その維持管理は私道所有者の責任となります。そのうち、公共性があり、助成の対象となるのは、道幅が1.2メートル以上で、私道の形態となってから、通り抜けの場合は10年以上を経過したもの、行き止まりの場合は2戸以上の住宅があって15年以上経過したもの、そして一般の交通に供されていることなどが条件となります。

私からは以上です。

都市企画担当課長 私からは、富士見ヶ丘駅周辺まちづくりの進捗状況と高井戸オンランプに関する御質問にお答えいたします。

まず、富士見ヶ丘駅周辺まちづくりの取組につきましては、まちづくり方針の策定に向けまして、昨年度中間まとめを作成するとともに、区民の意見を広く聴取するために、まちづくりに関するアンケート調査を実施してございます。今後はさらに地域の声を丁寧に向いながら、方針の策定に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

なお、まちづくりの目標につきましては、これから取りまとめていくこととなりますが、方針策定後につきましては、それに基づく取組を推進していくということになるかと考えてございます。

次に、高井戸オンランプに関してでございます。中央道につきましては、昭和41年に都市計画決定されておりますが、当時、富士見丘小学校の児童に与える影響や公害対策等の観点から、地域住民団体、事業者等との間で整備に関する協定等が締結されてございます。その協定等に基づきまして事業者が地域に示した対策といたしまして、既に都市計画決定されている富士見丘小学校の西側にインターチェンジを設置することに加えて、富士見丘地域への交通流入量を減少させるために、環状8号線付近にもう一つのインターチェンジを設置する案が提示されてございますが、その計画に対しましては、新たにインターチェンジを設置することが示された地域の方などから、強力な反対運動が行われていたということも聞いてございます。

また、事業者からは、現状、地域住民団体と協定に基づく対話を継続しているというふうに聞いてございますが、区といたしましては、地域住民との合意形成に向けた支援をしてまいりたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

拠点整備担当課長 私からは、久我山駅周辺のまちづくりについてお答えいたします。

久我山駅については、南北自由通路の開通により、一定の整備が進んだものと考えております。今後は、地域の状況の変化に目を向けつつ、まちづくり基本方針に基づき取り組んでまいります。

住宅課長 私からは、マンションの施策についてのお尋ねにお答えいたします。

平成31年3月に都のほうで、東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例が制定されまして、その条例に基づいて、昨年度届出制度を開始したところでございます。また、平成2年6月にマンションの管理の適正化の推進に関する法律が一部改正されまして、区におけるマンション管理適正化推進計画の作成とか、適正な管理計画を有するマンションの認定などを実施することが可能となりました。区といたしましても、今後こうした国や都や他の区の情報、動向を注視しながら、作成を予定してございますマンション管理適正化推進計画の中で、マンション管理条例やマンション管理適正化法の目的の実現に向けて、施策の具体化を進めてまいりたいと存じます。

山本（あ）議員 1点だけ。公共施設の改築改修、総合的に判断という御答弁をいただいたんですが、質問の肝は、省エネ診断を基にということでございます。省エネ診断をしてくださる予定はあるのか、お尋ねします。

議長 それでは、ただいまの質疑に対する答弁を。

環境課長 省エネ診断につきましては、様々新たな取組を考える中で参考にしながら考えていきたいと考えております。

議長 以上で山本あけみ議員の質疑を終わります。

それでは引き続きまして、そね文子議員、お願いします。

そね議員 まず、総合計画、実行計画についてです。

32ページ、2050年ゼロカーボンシティを目指すことが明記され、ゼロカーボンシティ宣言とも取れますが、環境基本計画に宣言を載せることをはじめ、広く区民に宣言を見えるようにしていただきたいが、どのように考えているか伺います。

気候危機に立ち向かう高い目標達成のためには、区役所全体で取り組むことが必要だと考えます。部署間を超えて取り組みたい職員を募り、ワーキングチームをつくって連携を図り、そこに権限を持たせ、各部署に働きかけを行うことなど、思い切った取組が必要だと考えますが、区のを伺います。

42ページ、男女共同参画の推進が掲げられていますが、施策の中に入れていません。実行計画にもこれまでの継続事業しか見られません。男女共同参画をポジティブに捉えるための啓発が必要です。中学校でのデートDVの授業を増やすこと、人権教育を含む包括的性教育を中学校でモデル実施するなど、子供への啓発も行っていただきたいと考えますが、区の見解を伺います。

46ページ、障害の理解促進や差別解消の取組が重要とされています。これまでどのような取組を行い、現在どのような段階にあって、今後はどうするのか、検証が必要と考えますが、どうか。実行計画にも具体的な取組が見えないが、どのようなことを考えているのか伺います。

55ページ、学童クラブの待機児童数、現状の値が233人、2024年度100人、2030年度でようやくゼロになっています。保育園の待機児童対策では、思い切った認可保育園の増設でゼロを実現しましたが、学童クラブの待機児童対策に、このように10年かかる理由は何か伺います。

実行計画47ページ、地域の支え合いの仕組みづくりに、地域福祉コーディネーターを配置するエリアを増やしていく計画なのでしょうか。高齢者の地域包括ケアシステムの推進・強化の地域ネットワークづくりとも重なる取組になると思いますが、区はどのように考えているのか伺います。

53ページ、家族介護者支援の充実では、内容はこれまでどおりに見えますが、量を増やすということなのか。多様化する高齢者とケアラーのニーズを把握し、見直しやさらなる支援の充実を検討するとあるが、ニーズ把握のための調査をするということか。であれば、その時期を計画に入れるべきと考えるがいかがか、伺います。

11ページ、高井戸オンランプ設置をめぐる、1975年に設置された富士見丘小学校、小

学校PTAと中日本高速道路及び都と区の五者協議会で締結された確認書の内容を確認します。それに従ったその後の五者協議会の経過、インター開設にはどのような協議がなされたのか。賛同を得られているのか。商店会からは、富士見丘通りの安全対策から根強い反対の声があるが、どのように対応されるのか伺います。

待ち望まれた井の頭線浜田山駅南口の開設に向け、限られたスペースでエレベーターの設置は難しいと思うが、どうか伺います。

次、区政経営改革推進計画について。

13ページ、「定員管理方針に基づく職員数の適正管理」で、一定の職員の増員を図る必要が生じると記されたことは評価します。定員管理方針は、行政需要を踏まえ、必要な職員数を適正に管理していく取組方針とされているが、削減数を決めて減らす旧来の在り方は転換したものと理解してよいのか伺います。

「ごみ収集・運搬業務委託の推進と清掃事業のあり方の見直し」で、「災害時における円滑な清掃事業の執行体制の確保」とあるが、具体的にはどのようなことか。災害時の教訓から直営の必要性を求めてきたが、直営部分を核に執行すると理解していいのか。直営が核になるには、これまでの退職不補充では継承できない。新規採用も必要ではないか。また、効率的な清掃事業の組織の統合とはどのようなことか、伺います。

9ページ、学童クラブの民間委託化に関連し、現在、子ども・子育てプラザの検証を行い、その後に直営学童クラブをどうするかを参考にするとされている。検証状況はどうなっているか、確認します。

20ページ、「保育施設等の利用者負担の見直し」について、先ほどいろいろ質疑がありましたが、具体的には今後の検討課題とのことでした。そもそも保育料を32段階にした理由は、より収入に見合った負担の在り方を模索したものだと思いましたが、今回はどのような考え方で見直しを行うのか伺います。

9ページの保育園の民営化について示されている数は、既定方針と考えます。保育の質を向上、充実すると書かれているが、民営保育園が増える中で、既定方針以上の民営化はやめ、直営園を保持することが最も重要な対策だと考えます。これ以上の民営化はないと理解してよいのか伺います。

現在15園の障害児指定園があり、中核園とは別にすべきと考えます。これまで障害児指定園と中核園についてどのような検証が行われたのか、今後の中核園はどうなるのか、確認します。

施設再編整備計画32ページ、「推進体制」の最後に、「取組の必要性や考え方などを区民に分かりやすく説明するとともに、区民の意見・要望を丁寧に聴きながら進めて」

いくとありますが、具体的な進め方を伺います。

63ページ、コミュニティふらっとへの再編整備がどんどん進む印象がありますが、既にコミュニティふらっとになっているところの総括はどのようにされているのか。ゆうゆう館の機能継承とうたわれているが、問題なく運営されているのか。想定した多世代交流の効果は出ているのか伺います。

コミュニティふらっと本天沼の再編整備で、本天沼区民集会所を増築とあるが、土地の確保はされているのか。ウェルファームの4階の区民集会所5室がなくなり、本天沼に合流するということか。区民にとって、その地域の集会施設の後退にはならないか。地域住民の意見をどのように聞いていくのか伺います。

次、協働推進計画、方針1に、民間事業者や大学など、多様な主体との連携を推進するための専管窓口となる組織を創設するとありますが、方針2の地域団体等との協働の取組との連携はどのようになるのか。区として幅広い協働を全体的に俯瞰していくのは、この専管窓口が担うと考えていいのか伺います。

3ページ、「新たな協働を推進する人材の育成」で、派遣する先の企業等の「等」にはどのようなところが想定されているか。営利セクターだけでなく、非営利セクターの研修も取り入れることで、より幅広い連携のイメージがつけられると思うがどうか、伺います。

議長 12時を過ぎようとしておりますが、この際質疑を続行いたします。御了承願います。

それでは、ただいまの質疑に対する答弁をお願いいたします。

環境部長 それでは私のほうから、所管に関するものをまとめて御答弁いたします。

まず、ゼロカーボンシティの宣言についてでございますが、今回の計画案をお示しする中で、区としての姿勢は明確にさせていただいたかと思えます。これは事実上の宣言とも言えるかと思えますけれども、先般、決算特別委員会でも申し上げたとおり、改めて宣言を行う必要はあると考えてございますので、環境関連の計画の策定を進める中で、効果的な宣言方法は検討してまいりたいと考えています。

また、ゼロカーボンの実現に向けましては、全庁的に取り組むべき課題と考えてございます。今般、国の地球温暖化対策計画が閣議決定されましたが、この中で、地方自治体の取り組むべき項目なども一部記載されております。こうしたところなども、先般その計画の閣議決定を踏まえまして、全庁で情報の共有などを図っているところでございます。今後も各所管での連携を図って取り組んでまいりたいと思えますけれども、その推進体制につきましても、計画の策定の中で検討を進めてまいりたいと思えます。

それから、清掃の組織の見直しについての御質問がございました。

この間、自然災害が発生したときの他自治体での災害ごみの処理の方法、また被災地への清掃職員の派遣の経験から、災害時においては、清掃職員が持っているノウハウを継承して生かしていくことが有効であり、また重要と考えてございます。区では昨年、災害廃棄物処理計画を策定しておりますけれども、この計画の実効性を高めるという観点からも、災害時における区職員の執行体制をいかに構築していくかということが必要かと思っております。

また現在、翻って、平時のごみの収集体制ですけれども、2つの事務所でそれぞれに作業計画をつくって、それぞれ行っております。これを直営と委託上のエリアなどをしっかり見直して整理し、また区を全域にわたって効率的に収集するためにも、こうした収集計画などを統合していくということも必要かと考えてございます。そうした中で職員の配置も見直していく、そうした観点から、組織統合を含めた見直しを行ってまいりたいということでございます。

職員の採用についても御質問がございましたけれども、こうした組織体制を見直す中での検討課題の1つというふうには考えてございますが、現時点におきましては、職員の退職不補充という考えには変わりはありません。

男女共同参画担当課長 私のほうからは、男女共同参画と子供への啓発の御質問がございました。

男女共同参画の取組につきましては、現在改定作業を行っております男女共同参画行動計画におきまして、総合的、一体的に取組内容を示してまいりたいと考えているところでございます。

御指摘のございましたデートDVの授業の拡大などの学校教育におきます取組につきましても、その中で、教育委員会と連携して鋭意検討、また具体化を図ってまいりたいと考えてございます。

障害者施策課長 私からは、障害の理解促進、差別解消の取組についてお答えいたします。

この間、幾つかの実態調査を行っておりまして、その中で交通機関や飲食店、公的機関等の対応で、よかったこと、助かったことなどを当事者に聞いた杉並区「良かったこと調査」を行ってございました。調査結果のエッセンスをポスターやチラシにして普及啓発を行いまして、また多くの区民、事業者から、分かりやすいといった評価をいただいております。一定程度障害の理解促進等につながっているものと考えてございます。

また、区職員の意識向上と合理的配慮の推進を図るために、杉並区職員対応要領の見直しを行ったり、職員向け研修にこういった考えを盛り込むなどいたしました。また、こうした区の取組は、平成29年度より立ち上げております障害者差別解消支援地域会議

の中で検証等をしていきたいと考えております。

最後に、今後の実行計画の取組でございますが、当事者や差別解消支援地域会議の委員のメンバーとキャラバン隊をつくって、実際に地域に出向いて、合理的配慮や差別解消の取組の働きかけ等を一緒にやっという計画を立ててございます。

学童クラブ整備担当課長 私からは、学童クラブの待機児対策に関する御質問にお答えいたします。

学童クラブにつきましては、この間の児童館機能再編の取組によりまして、平成27年度時点で4,310名であった受入数を令和3年度には5,557名と、1,247名の拡大を図り、登録児童数も3,813名から4,983名と増加し、需要に応じてきたところでございます。

しかしながら、学童クラブは保育園と異なりまして、小学校の学区域内にある必要があることから、学童クラブに活用できる施設が見当たらず、またそうしたことから対策を講じることが難しい地域がございまして、今後も局所的に待機児童が発生いたしまして、解消にはいましばらく時間が必要と捉えているところでございます。引き続き、待機児童が予想される地域の実情を踏まえまして、1年でも早い待機児解消を図れるよう、さらに精力的に検討を進めてまいりる考えでございます。

地域共生担当課長 私からは、地域支え合いの仕組みづくりに関する御質問についてお答えいたします。

地域福祉コーディネーターを配置し、住民や関係機関とともに、身近な地域で生活課題の解決を図る地域支え合いの仕組みづくり事業につきましては、現在、西荻エリアで、福祉なんでも相談会を開催するなど、若者から高齢者まで幅広い年齢層の方に御利用いただき、様々な関係機関につなげてございます。今後は、実施エリアを拡大する方向で検討を進めてまいります。

また、高齢者の地域包括ケアシステムでも、各ケア24に配置された地域包括ケア推進員が生活支援コーディネーターの役割を担い、地域の支え合いによる生活支援の体制づくりを進めてございます。地域でのアプローチの方法や支援の取組方でそれぞれの特性や強みを生かしながら、両事業が連携することにより、地域の支え合いの体制づくりをさらに推進してまいります。

私からは以上です。

高齢者在宅支援課長 家族介護支援の充実についてでございますが、実績に基づきまして、おむつ代などの助成を増やしてございます。

また、多様化する高齢者のニーズや、高齢者の介護をされるケアラーのニーズにつきましては、令和4年度に実施をいたします高齢者実態調査の中で把握することを考えて

ございます。

また、この調査につきましては、3年ごとに実施をしてございますので、実行計画に盛り込むことは考えてございません。

都市企画担当課長 高井戸オンランプに関する御質問にお答えいたします。

いわゆる五者協議会で締結した確認書におきましては、中央自動車道の供用に伴って生じる環境阻害をできる限り防止し、小学校の教育環境を保全するために、高井戸オンランプの工事等に伴う問題を五者協議会において解決することを前提とした上で、実施すべき事項といたしまして、例えば校舎設備の改善や交通安全施設の設置などのほかに、必要な場合には、学校の移転等が位置づけられているというものでございます。

五者協議会におきましては、これまでの間、構造形式の変更について検討することが確認されたと認識しているところですが、近年では五者協議会は開催されていないというふうに聞いてございます。

また、富士見丘通りにつきましては、これまでも様々な安全対策を実施してきたところでございますが、区といたしましても、オンランプの開設に伴う交通量の影響等を広く検討する必要があると認識しているところでございまして、今後の安全対策につきましては、商店会など地域の方々の声を丁寧に伺い、御理解を得ながら進めてまいりたいと考えてございます。

拠点整備担当課長 浜田山駅についての御質問にお答えいたします。

浜田山駅南口の整備に向けて、エレベーターの設置も含め、地権者、京王電鉄との信頼関係を進めながら話し合いを進めてまいりたいと考えております。

人事課長 私は、定員管理の御質問についてお答えいたします。

職員の削減ありきではなく、行政需要の変化に適切に対応していくために、一定の職員の増員を図っていくとしたものでございます。一方で、業務の効率化については、引き続き行ってまいります。

以上でございます。

児童青少年課長 私からは、学童クラブの質の確保に関する検討状況をお答えいたします。

区では、児童館再編等の取組を前提に、学童クラブの質の確保の方策等を検討するため、令和2年12月に行財政改革推進本部の下に部会を設置いたしまして、先日、中間のまとめを行ったところですが、質の確保の方策につきましては、この間、運営支援等の役割を担ってきた子ども・子育てプラザの検証を改めて行う必要があることから、引き続き検討を行うこととしたところです。

今後は、子ども・子育てプラザを含む地域における子育て支援機能の充実強化につい

て検討する組織を今月中にも立ち上げて検証を行った上で、改めて検討部会を再開いたしまして、令和4年度を目途に、最終的なまとめを行っていく予定としてございます。

保育課長 私からは、保育に関する御質問のうち、2点についてお答えをいたします。

まず、保育料の見直しの関係のお話でございますが、先ほど他の会派の議員からの御質問にもお答えいたしましたように、今回の目的は、あくまでも32階層にわたって細分化されました階層区分の簡素化でございます。今後この検討を進めていく中で、特に低所得者層への負担増とならないよう十分配慮しながら、適正な保育料を設定していく考えでございます。

次に、2点目としまして、区立保育園の民営化に関するお尋ねでございますが、今回の計画でお示ししておりますのは、委員からの御指摘のとおり、既に決定している民営化方針に基づく計画でございます。これにつきましては、着実に進めていく考えでございます。

その後の令和7年度以降の民営化方針につきましては、民間施設が増大する中で、保育の質を確保するための区立施設の役割がより重要になっているという点をしっかり踏まえた上での今検討を行っているところでございまして、令和4年度中に決定する予定でございます。

保育施設支援担当課長 私からは、保育の中で中核園及び障害児指定園についてのお尋ねにお答えいたします。

まず、中核園につきましては、現在、指定拡大を視野に検討を進めておりまして、この間、保育施設へのアンケートですとか中核園へのヒアリング等を行ってきたところです。その中の中核園へのヒアリングにおきましては、障害児指定園との重複は負担が大きいといったような御意見も聞かれましたので、こういった意見も踏まえまして、令和5年4月の新規指定に向けて、引き続き検討を進めてまいります。

なお、障害児指定園につきましては、これまでの指定拡大によりまして、受入れ可能児童数が拡大されるとともに、より近隣の園で障害児を受け入れられるといった体制が整ってきているものと認識しております。

施設再編・整備担当課長 私からは、再編整備計画の推進体制についてお答えいたします。

施設の再編整備に当たりましては、区民の理解を得ながら取組を進めることが何より重要だと考えております。このため、第2期計画においては、実施プランの内容について分かりやすく説明するため、「地域ごとの取組まとめ」として新たに章を設け、7地域ごとに整理をしたところでございます。

また、具体的な取組の実施に当たりましては、区民や地域団体等からの意見、要望に

耳を傾け、丁寧に説明していくことはもとより、やはり再編整備の必要性について御理解いただくことが最も重要であると考えておりますので、こうした計画策定のタイミングだけにとどまらず、様々な機会を捉えて、御理解をいただけるよう努めてまいります。私からは以上でございます。

地域施設担当課長 私から、コミュニティふらっとについてお答えをいたします。

コミュニティふらっとにつきましては、これまで、本年1月に3か所、4月に1か所の4か所を開設いたしましたけれども、このうち、地域のゆうゆう館を継承した3か所では、いずれも利用団体の移行が順調に進み、特段の苦情もなく、円滑に御利用いただいております。

また、今年8月に実施しましたアンケートにおきましては、4か所の施設特性に応じて、小学生や中高校生の利用も増えてきていることが確認できております。

御指摘の多世代交流につきましては、各施設とも年2回の多世代交流イベントを中心に進めており、総じて順調に運営ができているものと受け止めてございます。

次に、仮称コミュニティふらっと本天沼についてでございますけれども、こちらについては、既存の施設内での増築、そして改修を行い、集会スペースを1階と2階において2室分増やすことを予定してございます。

また、ウェルファーム杉並内の集会スペースにつきましては、4階の区民集会スペースの一部を施設内の会議室として位置づけまして、自治会などの利用に対応するほか、3階の消費者センターの会議室を目的外利用として活用していくこととしておりますので、地域の利用に特段の支障は生じないものと考えてございます。

こうした再編整備につきましては、引き続き、地域の町会・自治会などの利用団体に丁寧に説明をして、御理解を得てまいりたいと存じます。

行政管理担当課長 私からは、協働推進計画についての質問にお答えいたします。

方針1と2は連携するののかということでございますが、方針1では、新たな協働の仕組みづくりとともに、公民連携による地域課題の解決に向けた職員の育成などの取組を進めていきます。この仕組みづくりの中におきましては、方針2の協働の取組を一層充実させるための検討も行うこととしております。また、職員の育成等の取組におきましても、方針2の各取組を一層充実させることとしておりまして、1と2の方針を連携させながら、地域課題の解決に取り組んでまいります。

また、本計画の協働の取組につきましては、行政管理担当のほうで全体の進行管理を行ってまいります。

次に、人材育成に関する件でございますが、協働の意義を十分に理解し、区民目線で

多様な主体との協働の取組を推進していく職員を育成していくために、民間企業や金融機関、先進自治体のほか、御指摘の団体も含めまして、従来の発想にとらわれない研修先を検討してまいります。

議長 以上でそね文子議員の質疑を終わります。

それでは、岩田いくま議員、よろしくお願ひします。

岩田議員 本日は、時間も限られることから、主に全体的なことに関してお尋ねし、個別の事業等に対する要望、提言に関しては、別途、会派意見としてお渡しする予定でおりますので、冒頭申し上げておきます。

それでは、質問に入ります。なお、既に7会派目ですので、部分的に重複や似た質問があること、質問の構成上、御容赦ください。

まず、策定プロセスについて伺います。

現総合計画等策定時は、基本構想の議決、総合計画案等のパブリックコメントを経た修正についての報告、当初予算の議決の3つが全て同一議会で行われました。今回、基本構想議決後に総合計画案等が示されたことは評価をしております。前回の策定プロセスから何を教訓とし、今回のプロセスに生かしたのか伺います。

先般、総合計画案等の説明が行われ、現在、パブリックコメントに付されておりますが、来年度予算との関連でいえば、総合計画等の確定後に来年度予算案の議会への提案が行われることが望ましいと考えております。今後のスケジュールについて確認をいたします。

我が会派では、6月17日、議会運営委員会理事会での総務部長の発言に沿い、7月9日付で、基本構想案で示されていた体系に基づき、総計249項目の会派要望、提言をお渡しいたしました。今回の総合計画案等策定に当たり、我が会派を含めた区議会各会派からの要望、提言に対してどのように対応したのか伺います。

また、基本構想審議会からは、いわゆる提言も提出をされておりますが、どのように対応したのか伺います。

次に、総合計画、実行計画について伺います。

総合計画における「区民と共に実現する基本構想」の項では、現総合計画では「進捗状況の公表」であったものが「進捗状況・達成度の公表」となり、説明文では、「定期的に計画の達成度についても検証」との考えも示されました。計画の達成度について常々言及してきた我が会派としては歓迎するところですが、どのような取組を考えているのか、見解を伺います。

施策指標の設定数はおおむね現行どおりとなりました。我が会派は、この指標の設定

とその目標値については、従来から高い関心を抱いております。

まず、指標及び目標値の設定に当たり、どのような点を考慮したのか、見解を伺います。

施策指標の目標値が100%となっている指標が幾つか示されております。定量的な指標であればいいですが、区民意向調査によるもの等定性的な指標の場合、100%は理想ではありますが、現実的には限りなく実現は難しく、むしろ目標達成を諦めてしまうことにならないでしょうか。

また、実績値が毎年取得できないと思われる指標があります。分野別計画等における指標としては検討に値しますが、総合計画における指標として適切でしょうか。再考したほうがよいのではないかと思います、見解を伺います。

実行計画案には財政的裏づけが示されておられません、案が取れる策定時には、財政計画及び各事業の裏づけとなる経費が示されるのか、改めて確認をします。あわせて、会派要望でも盛り込んでおりますが、実行計画策定時における財政計画と予算・決算資料における財政計画との対比性向上を図っていただきたいと思っております、見解を伺います。

続いて、区政経営改革、協働、デジタル化について伺います。

これらの各推進計画において、各取組に関連する計画がある場合、その旨が今回記載をされました。計画間の連動性を把握する上で有効な取組だと評価をしておりますが、こうした記載を行った意図や思いをお尋ねいたします。

今回、行財政改革から区政経営改革へ転換する理由として、質の改革が前面に打ち出されたと理解をしておりますが、その認識でよいか伺います。

また、質の改革を目指すことはよいことですが、コスト削減や効率化の追求といった量の改革もおろそかにはできません。改めて見解を伺います。あわせて、質の改革ということであれば、例えばデジタル化とも関連をいたしますが、デザイン思考やアジャイル開発の積極的活用を図るべきではないかと考えますが、見解を伺います。

財政健全化と持続可能な財政運営を確保するためのルールを「基本的な考え方」とする理由を改めて確認するとともに、この「基本的な考え方」をしっかり遵守していくのか、向き合う姿勢を確認します。あわせて、今回の改定は、財政健全化と持続可能な財政運営を確保する上で、現行ルールより後退していないか、見解を伺います。

基本的な考え方③について、数値目標が示されたことは評価いたしますが、なぜ基本的な考え方①、②の基金のように事前統制の利きやすい発行額や残高ではなく、公債費負担比率としたのか、その理由を確認いたします。

基本的な考え方⑤について、債務償還可能年数については、計算方法を新たにするとはいえ、3年から5年へ変更ということで、明らかに後退したようにも見えます。新たに採用する計算方法で算出した場合、先ほど令和2年度についてはあったかと思えますけれども、近3年の債務償還可能年数はどのようになるのか、お示してください。

最後に、施設再編整備について伺います。

基本方針②、「施設の総量・トータルコストの適正化」について、9ページに示されているように、延べ床面積が増加する様々な要因があることは理解をいたしますが、執行機関としても課題と認識している以上、やすきに流れることのないよう、数値目標を示すべきではないでしょうか。少なくとも、財政健全化と持続可能な財政を確保するための基本的な考え方②の算出根拠と連動し、最低限、総量を5%削減とすべきではないでしょうか。また、基本的な考え方②の目標金額は、施設再編整備の状況と連動して、常に見直すべきと考えますが、併せて見解を伺います。

本年3月に策定された区立学校施設整備計画では、改築候補校として21校、改修候補校として25校が挙げられております。そうした中で、第1次実施プランに示された学校が選定された理由は何か伺います。また、今後、第2期計画の中で、残る候補校にどのように対応していくのか、併せて伺って、終わります。

議長 ただいまの質疑に対する答弁をお願いいたします。

政策経営部長 私のほうから、総合計画の策定プロセスや今後のスケジュールについてお答えします。

田中区政がスタートした平成22年度、その当時の基本計画、五つ星プランが終期を迎える年度でした。そもそも新ビジョンの10年ビジョンの策定が公約で掲げられておりますので、当然、区民の方に早期にお示しするのが筋道で、その年の12月ですか、基本構想の審議がスタートして、それから翌年度、23年度にかけて同時並行で、基本構想審議を横にらみしながら総合計画の策定がたしか進められたという状況でございました。

物事の筋道からすれば、基本構想が成って総合計画ということでございますけれども、当時の状況からすると、それはそれで1つのことわりといたしますか、その中で進められていった。ただし、パブリックコメントで、基本構想と総合計画のパブコメが重なったりということがあって、区民に誤解あるいは誤認が生じかねない状況がございましたので、物事の筋に沿って、今回はそういうことができましたので、基本構想がしっかり固まって総合計画と。コロナ禍によって、基本構想のスタートが若干、5月が8月にずれ込んだという、そういう番狂わせがありましたけれども、そうした状況でございました。

今後のスケジュールも、パブリックコメントを12月3日まで行いまして、その後、修

正作業、予算案を提案するまでには、総合計画を確定する方向で考えてまいりたいというふうに考えております。

企画課長 私からは、その他総論的なところ、何点かございましたので、お答えいたします。

まず、会派からいただいた要望の取扱いでございます。会派の皆様から、合計で申しますと700項目以上という多岐にわたる御要望をいただきました。これにつきましては、各所管部署のほうで共有いたしまして、計画の策定検討の中で参考とし、一部計画化したものも当然ございました。これにつきましては、適時適切なタイミングで会派のほうにもお返しをしましてまいりたいと考えてございます。

また、基本構想審議会からいただいた提言でございますが、これも180を超える提言をいただいております。審議会での議論を横にらみしながら、各所管部署において計画の検討の段階で参考にさせていただきます。反映したものが相当数あったというところでございます。

次に、総合計画の今後の進捗状況、達成度の公表というところ、具体的にどんな取組をとってお話ございました。これにつきましては、広報、ホームページ、これもやっておりますけれども、今後はSNSなどでの公表ということも、総合計画の冊子の中に記載しております。決算時には区政経営報告書という形で、これまでも達成度につきましては公表してまいりました。これにつきましては、決算時のお示しもしていきながら、また区民の皆さんには、無作為抽出の区民懇談会での取組、その中でも達成度についても共有を図ってまいりたいと考えてございます。

また、施策指標の設定の考え方でございますが、これについては、最上位の基本構想から総合計画の具体的な指標設定、また具体的な取組であります実計の事業、こういったものがしっかりツリー構造になっているかということ意識してつくってまいりました。実計事業が束になり、指標を達成し、その指標が達成されることで基本構想が実現していく、そういうロジカルなツリーがしっかり取れているかどうかということ考えながら設定をしてきたということでございます。

それから、施策指標の目標値が100%となっているもの、また実績値が毎年取れないもの、そういう指標についてのお尋ねがございました。定性指標については、なかなか感覚的なものというところで、100%を目指すというのが難しいものもあろうかと思っております。ただ、今回100%ということでお示ししているもの、例えば「災害時に備えて家庭内での対策を行っている区民」ですとか、あるいは「環境に配慮した取組を行っている区民」ですとか、単なる感じる割合ということではなく、実際に行っていた

いているという事実関係をお尋ねするような指標になってございますので、しっかり高い目標を設定してやっていきたいということ。

また、緑被率などは5年に1回というような、そういう指標の取り方しかできないものもございます。これは他自治体との比較などを考えたときに、やむを得ない部分も一定あるのですけれども、今後、緑被率単独で見れば、みどりの基本計画の改定ということも考えておりますので、そういう中で適切な指標が何かないかということは、所管においてもしっかり考えていってくれるもの、考えていかなきゃいけないかなというふうに思っているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

財政課長 私のほうから、財政に関連する5点の御質問があったかと思いますが、順次答弁いたします。

まず1つ目でございます。実行計画の財政的裏づけに関連した御質問がございました。

財政計画及び各事業の経費につきましては、実行計画策定時に決定していきたい、そのように考えてございます。したがって、予算編成と並行する形で進んでまいり、そういった考えでございます。

なお、実行計画におきます財政計画と予算・決算資料における財政計画との対比性の向上という御要望がございました。御意見としては承りたいと存じますが、実行計画にお示しする財政計画につきましては、現計画との対比性、継続性との考えもでございます。基本的に現計画と同様の区分でお示ししたいと考えてございます。予決特の際には資料をお出ししますので、御了承いただきたいと存じます。

続きまして、財政運営の基本的考え方、名称変更に関する御質問がございました。

名称変更につきましては、さきに御答弁いたしましたとおり、危機時において、指標に示す数値の達成にとらわれることなく、柔軟で機動的な財政運営を行う必要があるということから改めた、見直したというものでございます。

基本的考え方に向き合う姿勢について遵守していくのかというお尋ねもございました。特に危機時において、ここに定める数値をクリアするために、必要な取組や事業が実施できない、ちゅうちょしてしまう、そういった意味では本末転倒になってしまうということでございますけれども、基本的には、健全で持続可能な財政運営を確保するために、しっかり基本的考え方の下、財政運営をしてまいりたい、そのように考えております。

また、現行ルールより後退しているのではないかというようなお尋ねもございました。例えば施設整備基金につきましては、積立額を、40億を目途というところから40億円以上に見直しております。また、公債費負担比率という新たな指標を追加しているという

ところもございますので、今回の見直しにより、現行よりも後退したという認識は持っていないでございます。

続きまして、公債費負担比率に関する御質問がございました。

一般的に財政収支の悪化は、公債費の過度な負担がその要因であると言われてございます。将来の施設整備の増加を見据え、今回新たに設定をするものでございます。

また、御指摘の事前統制の視点というものも有効かと存じますが、区債の発行につきましては、歳入等の財政状況、また金利動向等を踏まえ、その活用について、その都度判断していくべきものというところがございます。発行額、残高について、また他自治体と単純比較することがなかなか難しいといった課題もございます。そういった考え方から、公債費負担比率を今回採用したところでございます。

債務償還可能年数でございますが、新たに設定をする杉並区独自の計算式で過去3年間計算をいたしますと、令和2年度が1.49年、令和元年度が1.09年、平成30年度が1.26年という状況でございまして、決して基準を後退させるものではないということでございます。

私からの最後でございませけれども、施設整備基金の積立額に関連した御質問がございました。

積立額につきましては、将来の施設の改修改築経費の試算に合わせて検証を行い、必要があれば見直すということで考えてございます。状況によっては、所要の見直しを行うということも当然であろうかと存じますが、再編整備の状況と連動して、積立額を常に見直すということは、現状考えてございませせん。財政計画をお示しするといった考え方の中でも課題があるのかなということでございますので、再編整備計画の見直し等に合わせた試算でその都度検証して、必要があれば見直してまいりたい、そのように考えてございます。

行政管理担当課長 私からは、区政経営改革推進計画などについてお答えいたします。

まず、各計画の関連する取組があった場合の記載についてでございますが、各計画の取組につきましては、他の計画と関連性が高く、また今回新たに計画化したデジタル化推進計画は、そういった取組が多いことから、計画間の連動性の把握など、分かりやすさを重視しまして記載することといたしました。

次に、区政経営改革の量の改革、質の改革についてでございます。これまでは人、物、金の節減という意味合いが強かった行革の考え方を転換いたしまして、量の改革に加え、区民サービスの質の向上を図る観点から、区の経営資源を効率的かつ効果的に活用していくという視点に立って改革を進めてまいります。

改革の名称が変わったといたしましても、量の改革は不変のテーマでございます。引き続き効率的な業務執行に努めながら、最少の経費で最大の効果の実現を目指します。また、区政の各分野におきましても、産官学などの多様な主体の知恵や創意を生かすとともに、区民意向調査などを通じまして、区民のニーズに寄り添い、計画の見直しも柔軟に対応していくことから、デザイン思考等の考え方にも通じていると考えてございます。

施設再編・整備担当課長 私から、延べ床面積の数値目標について御答弁いたします。

この間、区立施設の再編整備に当たりましては、時代とともに変化する区民ニーズに的確に応えるため、削減目標ありきではなく、施設の複合化、多機能化などを図ることによりサービスの質を維持向上しながら、改築改修経費や維持管理にかかる経費を削減する考え方で取り組んでまいりました。

第2期計画に当たりましても、この考え方に基づき取組を進めてまいりますが、今後の厳しい財政状況や、延べ床面積の増加が維持管理コストの増加につながることを踏まえますと、行政需要への対応を図りながらも、区立施設全体の規模を適正化していくことは不可欠であると考えております。このため、計画の基本方針として、施設の総量・トータルコストの適正化を掲げまして、改築等を含む施設の整備に当たっては、スリム化を図り、真に必要な規模に抑えていくことなど、施設規模の総量の適正化を図ることを示しておりますので、この方針に基づき、しっかりと取り組んでまいります。

学校整備課長 私からは、学校の施設整備についての御質問にお答えします。

初めに、第1次実施プランで新たな改築対象校を選定した理由ですけれども、本年3月に策定いたしました学校施設整備計画の中で、改築候補校を選定した学校のうち、築年数や施設の劣化状況、他施設との複合化のほか、地域の小中学校が連続して改築することによる児童生徒の学校生活に大きな影響が出ないように配慮するなど、総合的に判断の上、対象校といたしました。

それから、今後についてですけれども、学校施設整備計画は長期にわたる計画ですので、今後の財政状況や児童生徒数の動向、学校施設を取り巻く環境に合わせて実施していく必要があると考えており、残った候補校についてどのように着手していくかにつきましては、これらを考慮しながら、次の実行計画や再編計画などで決定してまいります。

岩田議員 デジタル化との関連で、デザイン思考やアジャイル開発の積極的な活用、この辺りについて、改めて。できれば情報のほうも見解を伺えればと思います。

議長 それでは、ただいまの質疑に対する答弁をよろしくお願いいたします。

情報政策課長 デジタル化につきましても、ディバイド対策もございますので、そういっ

た意味でしっかりとデザイン的なものも考えながら、また開発的などところについても、経費を削減しながら、しっかりと行えるような形でやってまいりたいと考えてございます。

議長 以上で岩田いくま議員の質疑を終わります。

なお、ほらぐち議員より欠席との連絡を受けておりますので、これをもちまして質疑を終了いたします。

以上で全員協議会を閉会いたします。

(午後 0時35分 閉会)